

京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例

整 備 マ ニ ュ ア ル



この条例は、学校や病院、店舗、飲食店、事務所など、多くの人が利用する建築物をお年寄りや身体に障害のある方、子どもや妊娠中の方など、誰もが利用しやすい建築物とするため、建築物の新築や増改築等を行う際のバリアフリー整備に関する基準や手続を定めたものです。

京都市 都市計画局 建築指導部 建築審査課
(令和7年6月改訂版)

はじめに

京都市では、平成16年に高齢者や障害のある方をはじめとする全ての方が安心して社会参加できる良好な都市環境の整備に寄与することを目的として、「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例」を制定し、市民や事業者の皆様の御理解、御協力の下、より良い施設整備の誘導に取り組んでまいりました。

このマニュアルは、高齢者や障害のある方をはじめ、全ての方が施設を円滑に利用できるようにするための「整備基準」について、図解も含めて詳しく解説するとともに、より高い水準である「望ましい整備」についても説明しており、設計者や事業者の方々が建築物等を設計・整備するうえで配慮の必要な事項を盛り込んでいます。また、令和3年の条例改正で新たに設けた宿泊施設の客室等の規定をはじめ、窓口でよくいただく御質問や、車椅子を使用されている方や視覚障害のある方に伺った貴重な御意見も反映しています。この場をお借りして、御協力をいただきました皆様に御礼申し上げます。

事業者や設計者の皆様におかれましては、「整備基準」は施設整備に当たっての最低限の水準として捉えていただき、「整備基準」に適合すれば充分とするのではなく、本マニュアルを参考に、常に利用者の立場や施設の特性に配慮し、より優れた施設整備に努めていただくことを願っております。

このマニュアルが、事業者及び設計者をはじめ、市民の皆様方に有効に活用され、ユニバーサルデザインを基本とした誰もが社会参加できるまちづくりを進める一助となることを期待します。

本マニュアルにおける用語の定義

用 語	定 義
法	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」をいう。
令	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」をいう。
告示	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく告示をいう。
条例	「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例」をいう。
条例規則	「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例施行規則」をいう。
整備基準	建築物等のバリアフリーを促進するため、法や条例により定められた基準の総称をいう。
義務基準	条例第13条に規定する整備が義務付けられている基準
努力基準	条例第12条に規定する整備が求められる基準
対象建築物等	条例第2条第2項第1号に規定する整備基準への適合が義務付けられる建築物等をいう。
特定建築物	法第2条第18号に規定する、学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する建築物等をいう。
特別特定建築物	法第2条第19号に規定する、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものをいう。
建築物移動等円滑化基準	法第14条第1項に規定する移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準をいう。
建築物移動等円滑化誘導基準	法第17条第3項第1号に規定する、建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準をいう。
点字ブロック	視覚障害者に前方の警告及び誘導を行うための点状及び線状のブロックをいう。
エレベーターその他の昇降機	エレベーター及び令第19条第2項第6号に規定する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態の昇降機をいう。

目次

第1章 条例の概要及び手続.....	5
1 条例の概要	6
2 対象建築物等.....	7
3 手続.....	8
第2章 対象建築物等及び整備基準の確認方法.....	16
対象建築物等及び整備基準を確認する流れ.....	17
1 「条例対象」・「法対象」の確認	18
2-① 条例対象の「箇所」及び「基準」の確認	24
2-② 法対象の「箇所」及び「基準」の確認	33
3 適用される「範囲」の確認	38
4 提出書類.....	42
第3章 整備マニュアル	61
1 廊下等(屋内・一般基準)	62
2 階段(屋内・一般基準)	64
3 傾斜路(屋内・一般基準)	70
4 便所.....	75
5 浴室等	86
6 ホテル又は旅館の客室	91
京町家チェックシート	121
7 敷地内の通路(屋外・一般基準)	123
8 駐車場	126
9-1〔道等から居室等までの経路〕経路	132
9-2〔道等から居室等までの経路〕出入口	136
9-3〔道等から居室等までの経路〕廊下等(屋内).....	141
9-4〔道等から居室等までの経路〕傾斜路(屋内).....	146
9-5〔道等から居室等までの経路〕昇降機	150
9-6〔道等から居室等までの経路〕敷地内の通路(屋外)	159
10 案内設備・視覚障害者移動等円滑化経路	166
11 劇場等の客席.....	176
12 子育て支援措置(ベビーベッド等).....	180

第4章 その他の対象施設の整備指針	183
1 避難設備.....	184
2 受付カウンター.....	187
3 ATM・自動販売機・水飲み器.....	190
4 エスカレーター	192
第5章 更にバリアフリー化された建築物の整備	194
1 ユニバーサルデザイン	195
2 みやこユニバーサルデザイン優良建築物.....	197
第6章 整備基準への適合が困難な場合の措置(制限の緩和に係る認定)	199
整備基準への適合が困難な場合の措置(制限の緩和に係る認定)	200
お年寄り、乳幼児、障害のある方等への配慮事項	203
福祉のまちづくりの沿革	215
障害のある方、乳幼児連れの方のトイレの使用手法例.....	218
JIS Z8210 案内用図記号	224

第 1 章 条例の概要及び手続

1 条例の概要

この条例は、建築物等のバリアフリーの促進に関し必要な事項を定めることにより、高齢者、障害のある方の社会参加の促進に寄与する良好な都市環境の形成を図り、もって市民及び本市を訪れる者の福祉の増進に資することを目的としています。(条例第1条)

(1) 協議と完了検査の義務付け

対象建築物等の建築等をする場合は、事前にバリアフリー整備の内容について、市長との協議が義務付けられます。また、工事完了後は完了検査を受け、検査済証の交付を受けた後でなければ、対象建築物等の使用はできません(部分検査済証の交付を受けた建築物等の部分は除く。)(条例第2章第1節及び第2節)

ただし、建築物移動等円滑化基準への適合が義務付けられる特別特定建築物を建築する(用途の変更をして特別特定建築物とするものも含む)場合は、条例に基づく協議、完了検査は不要です。(条例第18条)

(2) バリアフリー整備の義務付け

ア 条例による義務付け

対象建築物等を建築等する場合は、用途及び規模に応じて一定基準のバリアフリー整備を義務付けています。(条例第2章第3節及び第3章)

イ 法による義務付けと基準強化

法第14条第3項の規定に基づき、条例により法の義務基準(建築物移動等円滑化基準)を強化しています。(条例第3章)

(基準強化の主な内容)

(ア) 特別特定建築物の追加(条例第22条)

- 学校、事務所、共同住宅・寄宿舍、老人ホーム・保育所・福祉ホームその他これらに類するもの、自動車教習所、学習塾の追加

(イ) 特別特定建築物の対象となる規模の引下げ(条例第23条)

- 用途面積 2,000 ㎡から用途面積 1,000 ㎡に引下げ
(ただし、一部の用途を除く。詳細は、P18の対象建築物一覧表を参照)

(ウ) 建築物移動等円滑化基準の付加(条例第24条)

- 階数2以上の対象建築物へのエレベーター等の設置
- 車椅子使用者用便房の規模(幅又は奥行き 1.8m 以上、かつ、内のり面積 3.6 ㎡以上)
- 敷地内通路・廊下幅員(1.3m 以上) ほか

(3) 既存建築物に対する指導・助言等

市長が必要と認める場合は、建築物等の所有者等に対して、バリアフリー整備の状況について報告を求め、必要な指導・助言をすることができる旨の規定を定めています。(条例第2章第4節、第5節)

2 対象建築物等

対象建築物等及び対象となる行為は、次のとおりです。(条例第2条第2項)

ア 建築物(対象建築物一覧表(P18～)に掲げるものに限る。〈注〉)

(協議が必要となる行為)

新築、増築、改築、用途の変更、大規模の修繕又は大規模の模様替えを行う場合

〈注〉 文化的、歴史的又は景観的に重要であるとして他の法令等による指定等を受けている建築物については、対象建築物から除きます。(条例第2条第2項第1号アただし書)

その他の歴史的建築物については、従来どおり基準適合義務を適用しますが、建物内外の保存すべき部分については、ハード面に加え、ソフト面の総合的な代替基準を適用します。

イ 遊園地、動物園、植物園その他これらに類するもの

(協議が必要となる行為)

施設の設置又は大規模な改良を行う場合

ウ 地下街(消防法第8条の2第1項に規定する地下街)

(協議が必要となる行為)

施設の設置又は大規模な改良を行う場合

エ 旅客施設(法第2条第6号に規定する旅客施設)

(協議が必要となる行為)

旅客施設の建設、大規模な改良、旅客施設を構成する施設(通路、階段、傾斜路、便所、乗車券販売所、待合所、案内所、改札口、プラットホームその他の乗降場又は移動円滑化された経路を構成する施設)の新設、増設又は移設を行う場合

適用除外建築物

建築基準法第85条第1項本文に規定する建築物の応急の修繕及び同項本文若しくは同条第2項本文に規定する応急仮設建築物又は同項本文に規定する仮設建築物の建築等は、条例第2章の規定を適用しないため、バリアフリーの協議、完了検査及び規定への適合は求められません。(条例第17条)

3 手続

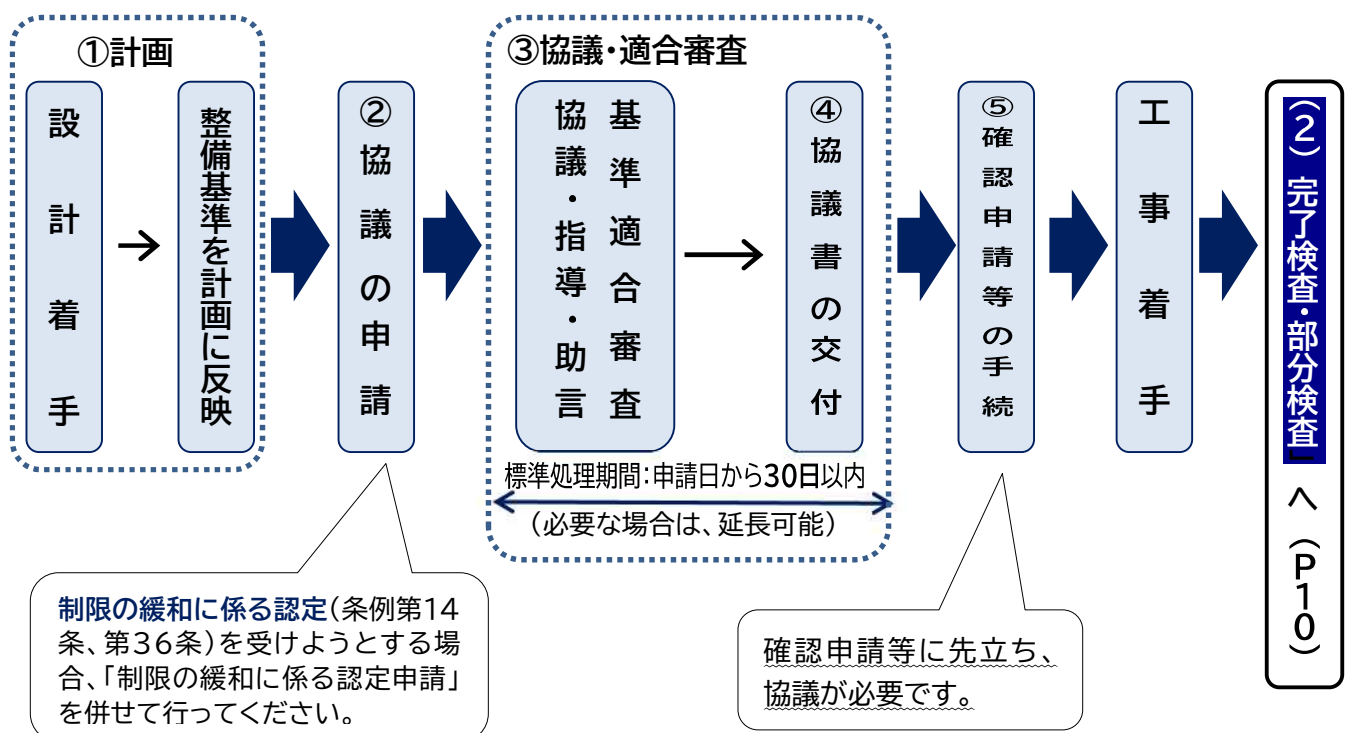
(1) 協議・変更協議

対象建築物を建築等する場合は、建築基準法に基づく確認申請又は計画通知(以下「確認申請等」という。)の手続に先立ち、バリアフリー整備の内容に関して、あらかじめ市長と協議が必要です。

また、計画の変更(軽微な変更(P9)を除く。)を行う場合も、同様に協議が必要です。(条例第7条)

ただし、建築確認申請を伴う法対象建築物(法及び条例の規定のかかる対象建築物をいう。以下同じ。)の場合は、条例に基づく協議は不要です。

ア 手続の流れ



① 計画に当たり不明な点は窓口(都市計画局建築指導部建築審査課)で相談を受け付けています。

<受付時間 平日 午前8時45分から11時30分まで、午後1時から3時まで>

② 確認申請等に先立ち、市長との協議を経なければなりません。あらかじめ余裕をもって、協議申請を行ってください。

※ 協議成立後、計画内容に変更が生じた場合は、軽微な変更(P9)に該当する場合を除き、変更協議が必要です。

③ バリアフリー整備の内容について協議・適合審査を行います。

④ 協議が成立した場合は、申請者に対して「協議書」を交付します。

⑤ 協議書の交付後に確認申請等を行ってください(確認申請等が不要な場合は、協議書の交付後に工事を着工してください。)

※法対象建築物で制限の緩和に係る認定を受けようとする場合は、確認申請に先立ち、京都市へ申請する必要があります。

イ 制限の緩和に係る認定とは

敷地の状況や、既存の建築物を用途変更する場合等で構造上の理由等により、整備基準に適合させることが困難である場合については、制限の緩和を認める場合があります(詳しくは、P200～202参照)。

制限の緩和に係る認定に当たっては、本市との協議のうえで、代替措置を講じる必要があるため、建築審査課に事前にご相談の上、申請時に「制限の緩和に係る認定申請書」に必要事項を記入して提出してください(制限の緩和に係る認定申請書の書き方はP59～60参照)。

(条例第14条、第36条)

ウ 軽微な変更とは

計画の変更を行う場合で、変更の内容が「軽微な変更」に該当する場合は、変更協議は不要です。

「軽微な変更」とは、次の変更を指します。(条例規則第5条)

(ア) 条例による整備基準が適用される対象建築物等において、条例別表1における用途や用途面積の区分が変わらない変更であって、変更の内容が次のいずれかに該当するもの

A 対象施設に係る計画の変更を行う場合や、変更により対象施設を新たに設ける場合で、バリアフリーの機能を充実又は強化させるもの

B 対象施設に係る計画の変更を行う場合や、変更により対象施設を新たに設ける場合で、変更後の計画に、条例による整備基準に適合させなければならない事項がないもの

C 対象施設以外の部分について計画を変更する場合

(イ) 旅客施設にあっては、上のA又はCのいずれかに該当するもの

(参考)

対象施設

(条例第2条第2項第3号)

- ・廊下等
- ・階段
- ・傾斜路
- ・便所
- ・浴室等
- ・ホテル又は旅館の客室
- ・敷地内の通路
- ・駐車場
- ・道等から利用居室等までの経路等を構成する施設
- ・道等から主要な出入口までの経路等を構成する施設
- ・客席
- ・ベビーベッド
- ・その他条例規則第3条に定める施設

～留意点～

- 上記の「軽微な変更」に該当する場合であっても、対象施設の変更を伴うものについては、条例に基づく検査を受検する前に変更後の図面を建築審査課に提出してください。
- 変更の内容が「軽微な変更」に該当するか判断できない場合、変更内容を記載した図面を御用意いただき、御相談ください。

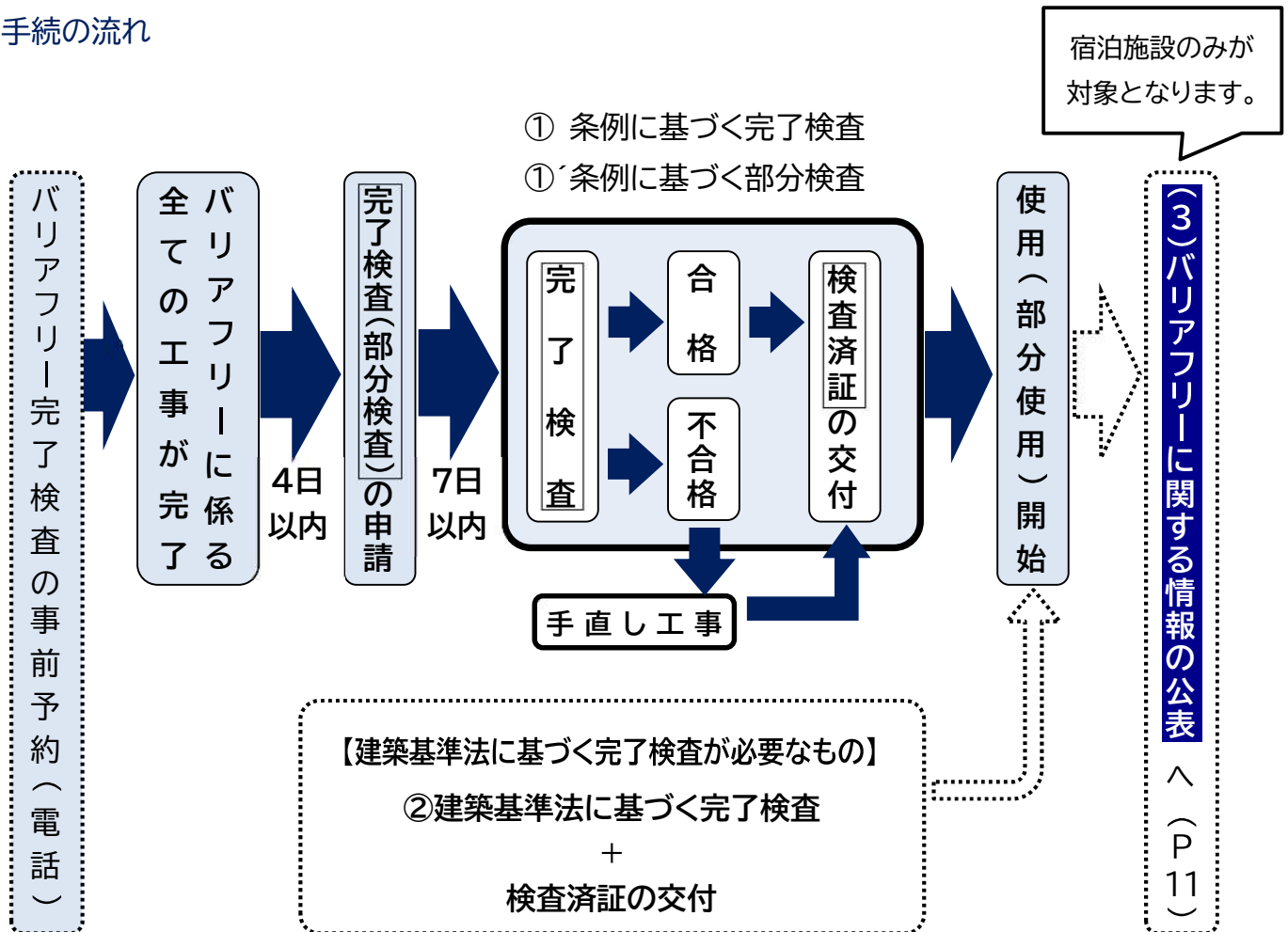
(2) 完了検査・部分検査

「①条例に基づく完了検査」の検査済証の交付を受けた後でなければ、建築物を使用できません(条例第10条)。ただし、条例に基づく検査済証の交付前であっても、「①'条例に基づく部分検査」を受検し、部分検査済証の交付を受けた部分については、使用することができます。(条例第10条、第11条)

なお、建築基準法に基づく完了検査が必要なものは、「②建築基準法に基づく完了検査の検査済証」の交付も受けた後でなければ、建築物を使用できません。(建築基準法第7条、第7条の2)

ただし、建築確認申請を伴う法対象建築物の場合は、既に協議済みの場合を除き、条例に基づく完了検査は不要です。

手続の流れ



～留意点～

- 部分検査の場合も上記と同様に手続を行い、工事が全て完了した際に、残りの部分に関する完了検査を行います。
- 建築基準法に基づく完了検査は、確認申請等が必要な建築物等の場合のみです。
- 「(3) バリアフリーに関する情報の公表」の対象となるのは、旅館業法に基づくホテル、旅館及び簡易宿所のみです。
- 法対象建築物において用途変更のみを行う場合には、建築基準法に基づく完了検査はなく、条例に基づく完了検査もありません。

(3) バリアフリーに関する情報の公表（宿泊施設のみ）

詳細については、「バリアフリー情報の公表制度に係る手引」をご覧ください。

ア 制度の対象となる建築物

京都市内の旅館業法に基づくホテル、旅館及び簡易宿所が対象です。

【公表・届出の義務がある施設】

令和3年10月1日以降に協議申請を行い、新たに建築等を行う建築物

【公表・届出の努力義務がある施設】

令和3年9月30日以前に協議申請を行い、当時の条例の規定に基づき建築等された建築物又は、同日時点で既に存する建築物

イ 公表制度の趣旨

高齢者や障害のある方をはじめ、誰もが安心して宿泊施設を利用するには、事前に施設のバリアフリー情報を把握できるよう、宿泊施設側から積極的に情報を発信していただくことが重要です。

このため、京都市では、誰もが自分のニーズに応じた宿泊施設を選択できるよう、宿泊施設と京都市の両者による宿泊施設のバリアフリー情報の公表を義務付けています。

既存の施設の所有者等（所有者、管理者又は占有者）の皆様にも、公表の努力義務がありますので、積極的に御対応いただきますようお願いします。

ウ 公表制度の仕組み

① 宿泊施設のホームページ等でバリアフリー情報を公表

ピクトグラムを活用(※)し、分かりやすいものとしてください。

○ハード面

- ・エレベーター
- ・車椅子使用者用駐車施設
- ・車椅子使用者用客室



○ソフト面

- ・従業員による介助
- ・手話、筆談対応
- ・車椅子の貸出



② 京都市へ公表内容を届出

③ 京都市ホームページで宿泊施設のバリアフリー情報を公表

公表の流れは次頁を参照してください。

(※)公表に活用いただくピクトグラムは、本市ホームページからダウンロードしていただけます。

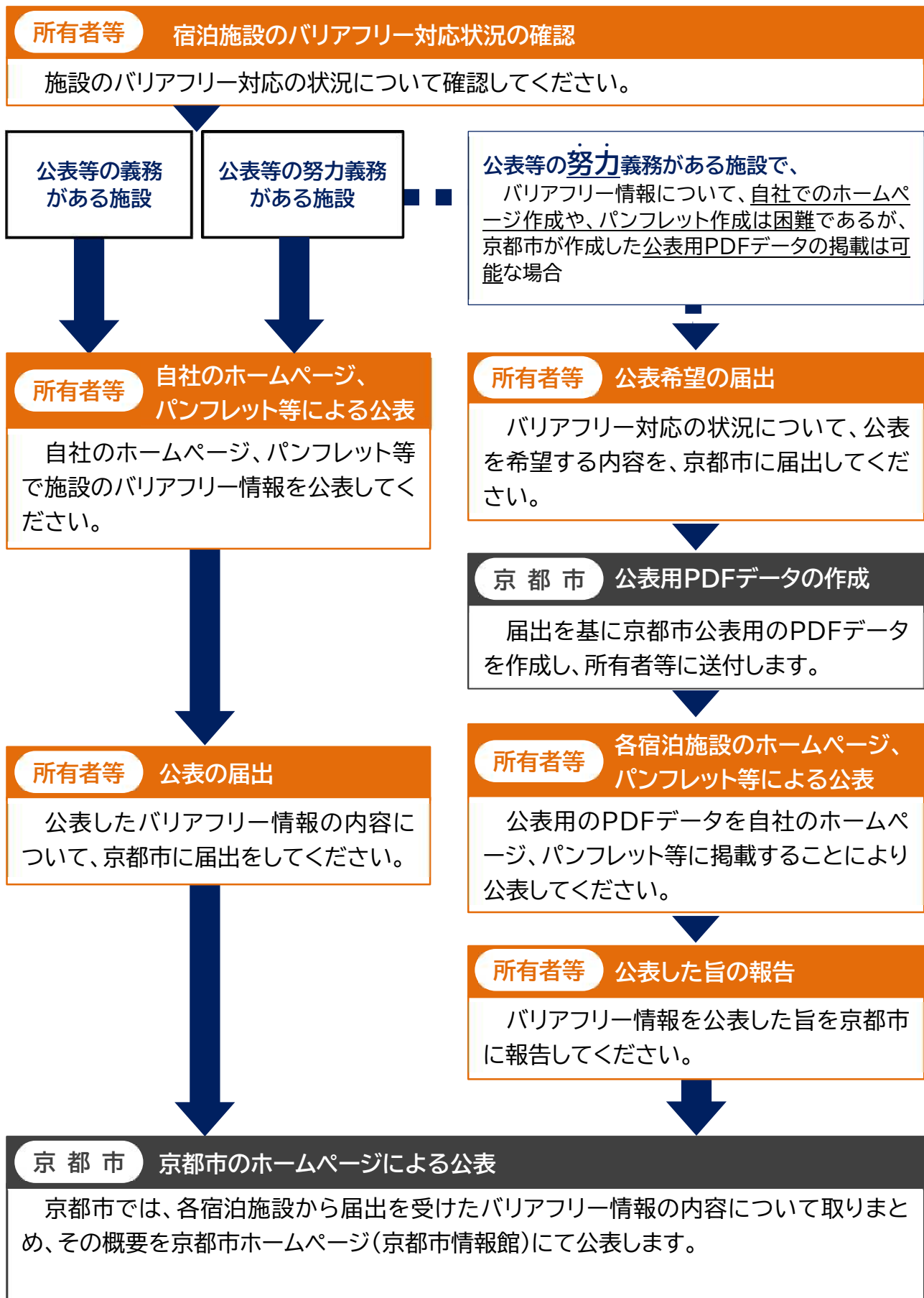
エ 公表のメリット

公表していただいた施設は、京都市のホームページ(京都市情報館)上で施設の概要について情報発信します。

また、京都市のホームページに掲載することで、観光庁が実施する「観光施設における心のバリアフリー認定制度」の認定要件を一部満たすこととなり、認定を受けると観光庁のホームページにも掲載されます。



オ 公表の流れ



(4) その他の手続

ア 申請者や地名地番に変更があった場合

協議申請書に記載された申請者、代理者又は地名地番に変更があった場合、「申請者等変更届」に必要な事項を記入して提出してください。

イ 計画を取りやめることになった場合

協議書の交付後に計画を取りやめることとなった場合、「取りやめ届」に必要な事項を記入して提出してください。

ウ みやこユニバーサルデザイン優良建築物顕彰制度

全ての人が暮らしやすい社会環境づくりを目指すみやこユニバーサルデザイン(P195)の考え方に基づき、バリアフリートイレの整備など、高齢の方や障害のある方等の利用に配慮した基準を満たす建築物について、基準への適合状況に応じて顕彰マーク(「優良プレート」又は「適合ステッカー」)を交付し、掲示していただく制度です。(詳細はP197)

令和5年1月から「優良プレート」及び「適合ステッカー」を新デザインに変更しています。

施設利用者に対し、法や条例に適合した建築物であることを発信することができますので、主要な出入口等の誰もが見やすい位置に掲示してください。

【優良プレート】



大きさ:縦15 cm×横12 cm
材質:木質(みやこ杉木)

法又は条例で規定する整備基準に加え、みやこユニバーサルデザイン優良建築物マーク交付基準に適合する対象建築物に交付します。

令和5年1月から、京都市で育った「みやこ杉木」を使用した、温かみのある新デザインになりました！

赤丸の二次元コードを読み込むことで、交付基準を御覧いただけます。

【適合ステッカー】



大きさ:縦12 cm×横10 cm
材質:アート紙グロス仕上げ

法又は条例で規定する整備基準に適合する対象建築物に交付します。

令和5年1月から新デザインとなり、色を上記の青色又は無彩色の2色から選んでいただけるようになりました！

赤丸の二次元コードを読み込むことで、交付基準を御覧いただけます。

(5) 手続に係るQ&A

(手続の要否について)

Q1 対象建築物が法対象(条例及び法の規定がかかるもの)の部分と条例対象(条例の規定がかかるもの)の部分の両方を有する場合、条例に基づく協議・完了検査は必要となるのか。

A1 法対象の部分と条例対象の部分の両方を有する場合は、条例対象の部分のみ条例に基づく協議・完了検査が必要となります。

(例、共同住宅 3000 m²(法対象)と診療所 300 m²(条例対象)の複合建築物の場合、診療所の部分のみ、条例に基づく協議・完了検査が必要です。)

Q2 大学から高校への変更は建築等に該当するか。

A2 以下のような各種の学校相互間の転用については、条例第2条第2項第2号エ「用途変更」に該当し、第7条第1項の規定の適用の対象となります。

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校(小中一貫校)、高等学校、中等教育学校(中高一貫校)、特別支援学校(盲学校、聾学校を含む)、大学(短期大学、大学院を含む)、高等専門学校(高専)、専修学校、各種学校、大学校(学校教育法以外で設置される学校)

Q3 大規模修繕・模様替えについてバリアフリー協議・完了検査は必要か。

A3 大規模修繕・模様替えの場合、法対象となる規模であっても条例に基づく協議・完了検査が必要です。

(審査の流れについて)

Q4 協議・適合審査の具体的な流れは。図面の修正等はどのように進めるのか。

A4 協議の申請後、およそ2週間程度で内容を審査し、必要に応じて申請図書の修正や追加等の事項を連絡しますので御対応ください。整備基準への適合を確認後、協議書を交付します。

(申請の方法について)

Q5 郵送で協議、検査等の申請を行うことは可能か。

A5 郵送での申請も受け付けています。申請に際しては、「郵送対応チェックリスト」を申請図書に添付して郵送してください。

また、協議書、検査済証等の交付についても、郵送での受取を希望される場合は、申請時に返送用封筒を同封してください。

(完了検査・部分検査の申請について)

Q6 電話にて検査の事前予約をした後、完了検査・部分検査申請書の提出が必要か。

A6 電話にて事前予約をされた場合も、完了検査・部分検査申請書の提出が別途必要です。

完了検査・部分検査申請書は、工事完了の日から4日以内に提出する必要があります(条例第10条、第11条)。そのため、工事完了よりも前の日付で完了検査申請書・部分検査申請書を受け付けることはできませんが、検査日程の事前予約は受け付けています。希望の日程で検査を行えるよう、早めの事前予約をおすすめします。

(完了検査・部分検査について)

Q7 対象建築物のテナント部分の工事が終わっていないが、当該部分を含めて全体の完了検査を受けることはできないか。

A7 テナント工事が未施工の場合でも、当該部分を含めて完了検査を受検することは可能です。ただし、テナント部分も含めて整備基準に適合している必要があります(テナントの出入口の前後に高低差がある場合にはスロープの設置が必要となる等)。テナント部分の工事が未施工で、整備基準に適合していない箇所等がある場合は、当該箇所を除いた部分検査を申請し、テナント工事に着手するまでに変更協議を行い、全体の工事が完了した段階で完了検査を申請してください。

手続の窓口

京都市都市計画局建築指導部建築審査課(市役所分庁舎2階)5番窓口

受付時間 平日 午前8時45分から11時30分まで

午後1時から3時まで

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

電話 (075)-222-3616 FAX (075)-212-3657

申請書等は、建築審査課ホームページ内でダウンロードしていただけます。

第 2 章 対象建築物等及び整備基準の確認方法

対象建築物等及び整備基準を確認する流れ

法、条例に係る対象及び整備基準は次の流れで確認します。

1 「条例対象」・「法対象」の確認

対象となる建築物等には、条例の規定がかかるもの(①条例対象)、条例及び法の規定にかかるもの(②法対象)があります。用途別面積別の一覧表からいずれに該当するかを確認します。

→ P18



100 000	05	00 00 00 00	00 00 00	00
10 000 000	05	00 00 00 00		00
00 00 00	05	00 00 00 00	000 00	00
00 00 00 00	05	00 00 00 00		00
00 0000 00	05	00 00 00 00		00
000 00 00	05	00 00 00 00	000 00	
00 00 00	05	00 00 00 00		00
00 00 000	05	00 00 00	00 000	
0000 00	05	00 00 00 00	00 00 00	00
00 000 000	05	00 00 00 00	00 00 00	
00 00 00	05	00 00 00 00		00

2 適用される「箇所」及び「基準」の確認

2-① 条例対象の場合

条例の別表 1 及び別表 2 により、適用される基準を確認します。

→ P24

2-② 法対象の場合

法、令及び条例(第3章、別表1及び別表2)により、適用される基準を確認します。

→ P33



3 適用される「範囲」の確認

対象となる建築物等の中でも、工事内容(建築等、大規模の修繕又は大規模の模様替え)や利用者の特性(不特定多数又は特定多数など)に応じて、規定が適用される部分が異なるため、確認します。

→ P38

1 「条例対象」・「法対象」の確認

下記 (1)対象建築物一覧表 から、用途面積により条例対象、法対象の別について確認してください。

また、用途面積とは、建築等を行う当該用途に供する部分で、バックヤード、駐輪場等の付属施設を含みます。用途面積及び用途の考え方の詳細は、(3)用途面積の算定、(4)対象建築物の判定に係るよくあ

る相談 をご覧ください。

(1) 対象建築物一覧表(次ページに注意書きあり)

項目	用 途		対象建築物※1		
			条例対象※2 ①	法対象※3 ②	99番の 合算対象
1	公立小学校等(小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校(前期課程に係るものに限る。))で公立のもの、特別支援学校		全て	1,000㎡以上	○
2	学校(1を除く。)		全て	2,000㎡以上	○
3	病院、診療所		全て	1,000㎡以上	○
4	劇場、観覧場、映画館、演芸場		全て	1,000㎡以上	○
5	集会場、公会堂		全て	1,000㎡以上	○
6	自治会館等		全て		
7	展示場		全て	1,000㎡以上	○
8	卸売市場		全て		
9	コンビニエンスストア、ドラッグストア、スーパーマーケット		全て	1,000㎡以上	○
10	物品販売業を営む店舗 (9を除く。)	薬局	全て	1,000㎡以上	○
		薬局以外	200㎡以上		○
11	ホテル、旅館		全て	1,000㎡以上	○
12	官公署	不特定多数の者が利用するもの	全て	1,000㎡以上	○
		上記を除くもの	全て	3,000㎡以上	—
13	事務所(12を除く。)		2,000㎡以上	3,000㎡以上	—
14	共同住宅、寄宿舍		2,000㎡以上 又は50戸以上	3,000㎡以上	—
15	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)		全て	1,000㎡以上	○
16	保育所、福祉ホームその他これらに類するもの(15を除く。)		全て	2,000㎡以上	○
17	老人福祉センターその他これに類するもの		全て	1,000㎡以上	○
18	児童厚生施設その他これに類するもの		全て	1,000㎡以上	○
19	身体障害者福祉センターその他これに類するもの		全て	1,000㎡以上	○
20	体育館、水泳場、ボーリング 場、その他これらに類する運 動施設	一般公共の用に供するもの (※4)	全て	2,000㎡以上	○
		上記を除くもの	全て		
21	遊技場		全て	2,000㎡以上	○
22	博物館、美術館、図書館		全て	1,000㎡以上	○
23	遊園地、動物園、植物園その他これらに類するもの		※4		
24	公衆浴場		全て	1,000㎡以上	○

第2章 対象建築物等及び整備基準の確認方法

項目	用 途		対象建築物※1		
			条例対象※2 ①	法対象※3 ②	99番の 合算対象
25	飲食店、キャバレー、料理店、ダンスホールその他これらに類するもの	飲食店	200 ㎡以上	1,000 ㎡以上	○
		上記を除くもの	200 ㎡以上		
26	郵便局、銀行その他の金融機関、電気、ガス事業者の店舗		全て	1,000 ㎡以上	○
27	理髪店その他これに類するもの		全て	1,000 ㎡以上	○
28	クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類する店舗		200 ㎡以上	1,000 ㎡以上	○
29	自動車教習所、学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	自動車教習所、学習塾	500 ㎡以上	2,000 ㎡以上	○
		上記を除くもの	500 ㎡以上		
30	工場		3,000 ㎡以上		
31	車両の停車場等を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの（鉄道駅舎を除く。）		全て	1,000 ㎡以上	○
32	自動車停留又は駐車のための施設（一般公共の用のものに限る。）		50 台以上	2,000 ㎡以上	○
33	公衆便所		全て	50 ㎡以上	○
34	神社、寺院又は教会その他これらに類するもの		500 ㎡以上		
35	火葬場		全て		
36	地下街		※5		
99	2以上の用途に供するもの			「○」の合計 2,000 ㎡以上	99

対象建築物一覧表 注意事項

- ※1 対象建築物となる規模は、面積にあつては当該用途に供する部分（バックヤード、駐輪場等の付属施設を含む。）の床面積（増築等の場合は当該増築等に係る部分の床面積）、戸数にあつては住戸の数、台数にあつては駐車場の台数を表す。
- ※2 法対象となるものを除く。
- ※3 大規模修繕・模様替えのみを行う場合は、法対象となる規模であっても、条例に基づく協議・完了検査が必要となります（条例別表2により移動等円滑化基準が適用されます。）。
- ※4 体育館、水泳場及びボート場に限り適用する。
- ※5 遊園地等又は地下街の施設内において、建築物を建築等する場合は、当該建築物の建築基準法上の用途により適用する。

(2) 規定が適用される「箇所」及び「基準」

規定が適用される「箇所」及び「基準」について、下記から御確認ください。

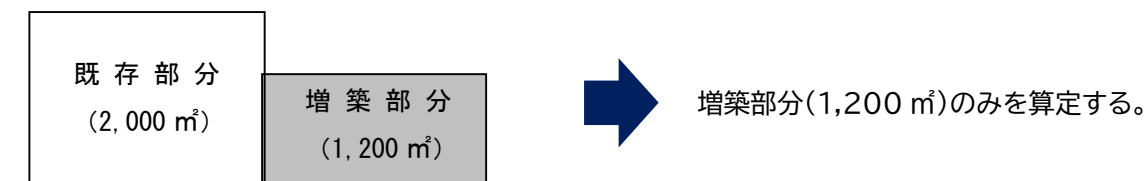
条例対象の場合	→	2—①条例対象の「箇所」及び「基準」を確認 ➤ ページ右上に① 条例対象 のマークがある箇所です。	P24
法対象の場合	→	2—②法対象の「箇所」及び「基準」を確認 ➤ ページ右上に② 法 対 象 のマークがある箇所です。	P33

(3) 用途面積の算定

ア 対象となる範囲

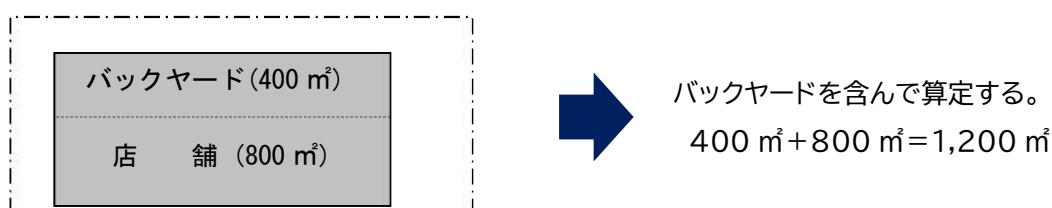
当該建築等(※)に係る部分の床面積が対象となる。

※ 新築、増築、改築、用途の変更、大規模の修繕又は大規模の模様替え



イ バックヤードの扱い

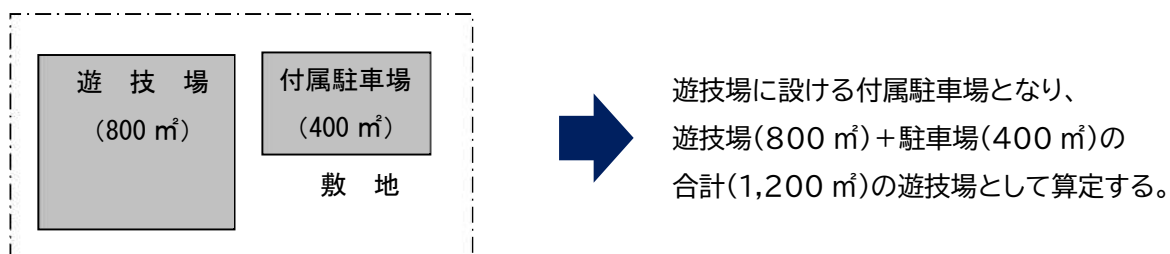
対象となる床面積は、バックヤードを含む合計とする。



※ 新築以外の場合であって、バックヤードの規模が著しく大きい場合等は、個別判断により、バックヤードを含まず用途面積を考えられる場合もある。

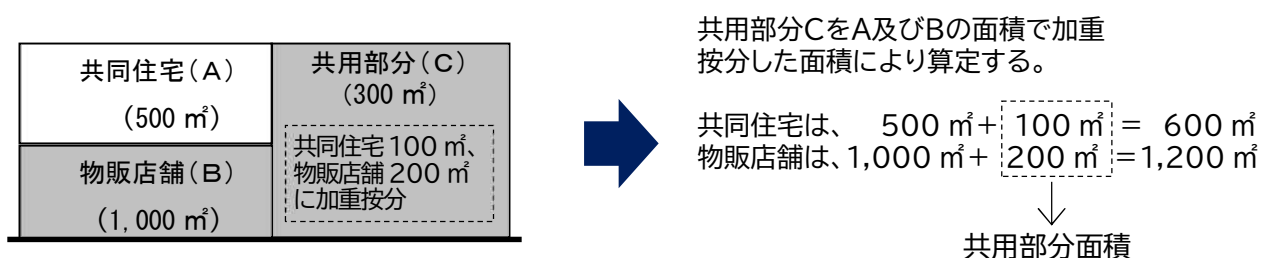
ウ 同一敷地内の建築物の扱い

同一敷地内に用途上不可分の関係にある2以上の対象建築物を同時に設ける場合は、敷地単位で合計して算定する。



エ 共用部分の扱い

各々の用途に供する部分の面積で算定するが、同一建築物内に分離して考えることができない共用部分がある場合は、共用部分の面積を、各々の用途に供する部分の面積で加重按分した面積により算定する。



(4) 対象建築物の判定に係るよくある相談

ア 複合用途の場合の扱いについて

複合用途合算対象(P18の対象建築物一覧表中「99番の合算対象」の○印記載)の用途面積の合計が2,000㎡以上となる場合は、建築物全体に、法第14条第1項の規定(建築物移動等円滑化基準等への適合義務)が適用されます。

(例1:A+Bが2,000㎡以上の場合)

物販店舗(A) (900 ㎡)	劇場(B) (1,100 ㎡)
--------------------	--------------------



建築物全体に
法第14条第1項の規定が適用される。

(例2:A+Bが2,000㎡未満の場合)

物販店舗(A) (900 ㎡)	劇場(B) (900 ㎡)
--------------------	------------------



各々が条例対象として、整備基準が適用される。

イ 確認申請が不要な場合の扱いについて

対象建築物一覧表に掲げるものについて、新築、増築、改築、用途の変更、大規模の修繕又は大規模の模様替えを行う場合は、協議申請が必要です。

また、確認申請が不要な場合も、建築基準法を含めた関係法令について適法に計画していただく必要がありますので、協議申請をされる前に、建築士等に御相談いただくようお願いいたします。

〔 例 既存の住宅を用途変更し、120㎡の老人ホームとする場合
⇒確認申請は不要だが、条例に基づく協議は必要 〕

ウ 用途の判断について

【注意】 条例上の用途は、必ずしも建築基準法上の用途と一致するとは限りません。

また、ここでは基本的な考え方を示していますが、用途の取扱いは、平面計画や利用形態等により個別判断が必要となる場合もあります。

Q1 接骨院、鍼灸院等は「診療所」に該当するか。

A1 医療法上の「診療所」に該当する場合は、条例上も「3 診療所」として扱います。

それ以外の、医療行為を伴わない施設は、原則、「28 クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業」として扱います。

Q2 グループホームやファミリーホームは「共同住宅又は寄宿舍」に該当するか。

A2 グループホームの中でも、高齢者や障害者が主な利用者となる共同生活住居(複数の居室に加え、居間、食堂、トイレ、浴室等を共有するもの)は、原則「15 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」に該当します。

ただし、自立度の高い人が利用するサテライト型住居(※)は、住宅、共同住宅又は寄宿舍として取り扱います。

第2章 対象建築物等及び整備基準の確認方法

また、ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業を行う住居)は、養育者の家庭に子ども(定員6名)を迎え入れて養育を行う家庭養護の一環であり、住宅又は寄宿舍として取り扱います。

※ サテライト型住居とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」第5条第15項に位置付けられた共同生活援助(グループホーム)の特例として創設されたグループホームの新たな支援形態の一つです。具体的には、グループホームの運営事業者が確保する本体の共同生活住居から、通常の交通手段を利用して概ね20分以内の距離にある民間アパート等の一室において、早期に単身生活が可能であると認められた知的障害者、精神障害者等の単身者が、本体の共同生活住居の従業員(世話人等)の定期的な巡回(原則、毎日訪問)により、家事や生活相談等の生活援助を受けるものです。一般アパートとの違いは、サテライト型住居の場合は利用者本人が家主と契約するのではなく、事業者が家主と契約する点にあります。

Q3 サービス付き高齢者住宅は「共同住宅又は寄宿舍」に該当するか。

A3 サービス付き高齢者住宅は、原則「15 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」に該当します。ただし、老人福祉法第29条の規定(老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものの供与をする事業を行う施設)に該当しないものは、「14 寄宿舍や共同住宅」として扱う場合があります。

Q4 住宅宿泊事業法に基づく民泊は「ホテル又は旅館」に該当するか。

A4 「住宅」として扱うため、「11 ホテル又は旅館」には該当せず、条例に基づく協議は不要です。
また、旅館業法に基づくホテル、旅館、簡易宿所は「11 ホテル又は旅館」に該当します。

Q5 対象建築物一覧表に明記されていない用途は、どこに含まれるか。

A5 以下に例を示します。

対象建築物一覧表に記載されている番号・用途		含まれる用途
2	学校(1を除く。)	幼稚園
5	集会場又は公会堂	セレモニーホール、斎場
6	自治会館等	消防分団、町内の集会所
7	展示場	自動車のショールーム
12	官公署	交番、公園管理事務所
15	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者が利用するものに限る。)	ショートステイ、グループホーム、放課後等デイサービス、障害者就労支援施設(自立支援施設・共同作業所)
16	保育所、福祉ホームその他これらに類するもの(15を除く。)	産後ケア施設(旅館業施設を除く。)
17	老人福祉センターその他これに類するもの	デイサービス
18	児童厚生施設その他これに類するもの	児童館、学童保育所

第2章 対象建築物等及び整備基準の確認方法

20	体育館、水泳場、ボーリング場、その他これらに類する運動施設	スポーツ練習場
21	遊技場	カラオケボックス、ゲームセンター
24	公衆浴場	サウナ・岩盤浴
26	郵便局、銀行その他の金融機関の店舗又は電気事業者若しくはガス事業者の店舗	ATM
28	クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	ガソリンスタンド、エステサロン、 観光案内所、動物病院、 モデルルーム、コインランドリー、 宅地建物取引業を営む店舗
31	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	パーキングエリア
34	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	宗教法人施設

2-① 条例対象の「箇所」及び「基準」の確認

(1) 条例別表1で適用される規定を確認

① 条例を御覧ください。

○京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例

平成16年3月31日

条例第78号

改正 平成17年3月25日条例第32号

別表（第2条及び第13条関係）

1

② 条例に別表として掲載されている【別表1】を御覧ください。

区分		基準
1	公立小学校等又は特別支援学校	用途面積が1,000平方メートル未満のもの 2の表1の項から3の項まで、4の項（第2号、第8号及び第9号を除く。）、5の項、7の項、8の項（第1号を除く。）、9の項（第1号ウ、第5号及び第9号から第13号までを除く。）及び10の

③ 計画用途及び用途面積から該当する欄を特定してください。

	を除く。)	号から 号を除
	用途面積が2,000平方メートル未満のもの	号から 号を除
3	病院又は診療所	2の表1の項、2の項、3の項（第4号を除く。）、4の項（第2号を除く。）、7の項、9の項（第1号ウ、第5号、第6号、第11号及び第13号を除く。）及び10の項に掲げる基準
	用途面積が150平方メートル以上	2の表1の項から3の項まで、4の項（第2号、第8号及び第9号を除く。）、7の項、8の項（第1

適用される整備基準が記載されています。

① 条例対象

(2) 条例別表 2 で整備基準の内容を確認

(1) 条例別表 1 で適用される規定を確認 確認した整備基準の内容を別表 2 から確認します。

用途 番号	用途	規模	適用される整備基準
3	病院又は 診療所	用途面積が 1 5 0 ㎡未満のもの	2 の表 = 別表 2 2 の表 1 の項、2 の項、3 の項（第 4 号を除く。）、 4 の項（第 2 号を除く。）、7 の項、9 の項（第 1 号ウ、第 5 号、第 6 号、第 1 1 号及び第 1 3 号を除 く。）及び 1 0 の項に掲げる基準

二重線…適用される基準波線…適用されない基準

2 項	施設	整備基準
1 の項 1	廊下等	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。
3	傾斜路	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。 (1) 勾配が 1 2 分の 1 を超え、又は高さが 1 6 センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 (2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (3) その前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別することができるものとする。 (4) 傾斜がある部分の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、令第 1 3 条第 4 号ただし書に規定する場合は、この限りでない。
6	ホテル 又は 旅館の 客室	6 の項は別表 1 に 記載されていない = 適用されない

3 の項第 4 号は
除かれている
= 適用されない

① 条例対象

(3) 条例対象の適用基準(車椅子使用者の便房、駐車場、エレベーター)

ア 条例対象 車椅子使用者用便房の設置の緩和

条例対象の場合、小規模な施設等において、車椅子使用者用便房の設置が困難な場合の緩和を認めており、代替として設置が必要となる便房には、次の2種類があります。

条例別表 2 4の項	(8)	車椅子使用者に配慮した便房(C基準)	→ 詳細な規定は P80
	(9)	L型手すりを設置した便房(D基準)	→ 詳細な規定は P80

(ア) 一覧表による確認

○ 条例対象車椅子使用者用便房の設置の緩和が認められるもの

(条例別表 2 4の項(8)又は(9)が適用されるもの)

区分	用途	規模・用途面積	緩和代替
3	病院又は診療所	150㎡未満	(8) 又は (9)
4	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	500㎡未満	
6	自治会館等	全て	
7	展示場	500㎡未満	
8	卸売市場	2,000㎡未満	
9	コンビニエンスストア、ドラッグストア、スーパーマーケット	500㎡未満	
10	物品販売業を営む店舗(9の項に掲げるものを除く。)、薬局	500㎡未満 (薬局以外のものにあつては、200㎡以上500㎡未満)	
11	ホテル、旅館	1,000㎡未満	(8) のみ
20	体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設	1,000㎡未満	(8) 又は (9)
21	遊技場	1,000㎡未満	
24	公衆浴場	500㎡未満	
25	飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	200㎡以上500㎡未満	
27	理髪店その他これに類するもの	200㎡未満	
28	クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	200㎡以上500㎡未満	
32	自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供するものに限る。)	駐車台数が50台以上のもの (2,000㎡以上のものを除く。)	
33	公衆便所	50㎡未満のもの	

① 条例対象

(イ) 条例別表での確認

別表 1 を確認し、別表 2【4の項】の適用項目を確かめてください。

【第1号】で、不特定かつ多数又は主として高齢者、障害者等(用途によっては、多数の者)が利用する便所を設ける場合は、車椅子使用者用便房を 1 以上設置することを求めており、【第8号】や【第9号】がその緩和規定となっています。

別表 2

項	施設	整備基準
4	便所	車椅子使用者用便房 (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、その床の表面を滑りにくい材料で仕上げ、そのうち 1 以上は、次に掲げるものでなければならない。 車椅子使用者に配慮した便房 (8) 第 1 号の規定によることが困難な場合には、その床の表面を滑りにくい材料で仕上げ、当該便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）のうち 1 以上に、次に定める構造の便房を 1 以上設けなければならない。 L 型手すりを設置した便房 (9) 第 1 号又は前号の規定によることが困難な場合には、その床の表面を滑りにくい材料で仕上げ、当該便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）のうち 1 以上に、腰掛便座及び手すりが適切に配置されている便房を 1 以上設けなければならない。

困難な
場合

困難な
場合

① 条例対象

イ 条例対象 車椅子使用者用駐車施設の設置の緩和

条例対象の場合、原則、駐車場の設置台数が50台以上の場合は、車椅子使用者用駐車施設の設置が求められます(C)。しかし、一部の用途においては、設置台数が1台以上で、車椅子使用者用駐車施設の設置が必要となります(A)。

また、設置台数に関わらず、車椅子使用者用駐車施設の設置が不要なものもあります(B)。

なお、車椅子使用者用駐車施設の設置義務がない場合でも、自主的に設置を行うと、車椅子使用者用駐車施設の整備基準(幅、表示、各利用居室から車椅子使用者用駐車区画への経路)に適合させることが必要となる場合がありますので、御注意ください。

条例別表 2 8の項	(1)	1台以上の設置で必要	→ 詳細な規定は P126～128
	(2)	台数(50台以上)に応じて必要	→ 詳細な規定は P126～128

(ア) 一覧表による確認

A 条例対象駐車場の設置台数が1台以上で車椅子使用者用駐車施設の設置が必要となるもの

(条例別表 2 8の項(1)が適用されるもの)

区分	用途
23	遊園地、動物園、植物園その他これらに類するもの
35	火葬場
36	地下街

B 条例対象駐車場の設置台数に関わらず車椅子使用者用駐車施設の設置が不要なもの(※)

(条例別表 2 8の項が適用されないもの)

区分	用途	規模・用途面積
3	病院又は診療所	150㎡未満
6	自治会館等	全て
10	物品販売業を営む店舗(9の項に掲げるものを除く。)、薬局	500㎡未満 (薬局以外のものにあつては、 200㎡以上500㎡未満)
24	公衆浴場	500㎡未満
25	飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	200㎡以上500㎡未満
27	理髪店その他これに類するもの	200㎡未満
28	クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	200㎡以上500㎡未満

(※)自主的に車椅子使用者用駐車施設を設置する場合においても、上記施設は、整備基準への適合が求められません。

C 条例対象駐車場の設置台数が50台以上で車椅子使用者用駐車施設の設置が必要となるもの

(条例別表 2 8の項(2)が適用されるもの)

上記 A、B 以外のもの。

① 条例対象

(イ) 条例別表での確認方法

別表 1 を確認し、別表 2【8の項】の適用項目を確かめてください。

【8の項第1号】が適用される場合、不特定かつ多数又は高齢者、障害者等(用途によっては、多数の者)が利用する駐車場が1台分以上あれば、車椅子利用者用駐車施設の設置義務が生じます。

【8の項第2号】が適用される場合、全駐車台数(50以上の場合に限る。)に応じた台数の車椅子利用者用駐車施設の設置義務が生じます。

また、【8の項第1号】は適用されないが、【8の項第4号】が適用される場合は、自主的に車椅子利用者用駐車場を設置すると、第4号の整備基準や利用居室から車椅子利用者用駐車施設までの経路の基準が適用されます。

別表 2

項	施設	整備基準
8	駐車場	車椅子利用者用駐車施設の設置義務(駐車場が1台分以上必要) (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に、車椅子利用者用駐車施設を1以上設けなければならない。 駐車台数が50台以上となる場合の車椅子利用者用駐車施設の設置義務 (2) 前号の駐車場を設ける場合(当該駐車場に設ける駐車施設の数(当該駐車場を2以上設ける場合にあつては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この号において同じ。)が50以上である場合に限る。)には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる数(略)以上の車椅子利用者用駐車施設を設けなければならない。 ア 当該駐車場に設ける駐車施設の数が200以下の場合 当該駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数) イ 当該駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)に2を加えた数 (3) (略) 車椅子利用者用駐車施設の整備基準 (4) 車椅子利用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。 ア 幅は、350センチメートル以上とすること。 イ 車椅子利用者用駐車施設又はその付近に、車椅子利用者用駐車施設の表示をすること。

① 条例対象

ウ 条例対象 エレベーター設置の緩和

条例対象の場合、階数が2以上ある場合でも、小規模な施設等においてはエレベーターその他の昇降機の設置の緩和が認められています。ただし、エレベーターの設置の義務がない場合でも、自主的にエレベーターを設置した場合には、エレベーターの構造や設備等の整備基準への適合が求められるものがあります。

条例別表 2 9の項	(5)	設置が義務となるもの	→ 詳細な規定は P150～154
	(6)	設置した場合、整備基準への適合が義務となるもの	→ 詳細な規定は P150～154

(ア) 一覧表による確認

A 条例対象 エレベーターその他の昇降機の設置及び整備基準への適合が必要なもの

(条例別表 2 9の項(5)が適用されるもの)

区分	用途	規模・用途面積
3	病院、診療所	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満
5	集会場、公会堂	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満
11	ホテル、旅館	1,000 m ² 未満※
12	官公署(保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用するものに限る。)	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満
14	共同住宅、寄宿舍	50戸以上又は2,000 m ² 以上(3,000 m ² 未満のものに限る)※
15	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満
17	老人福祉センターその他これに類するもの	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満
19	身体障害者福祉センターその他これに類するもの	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満
22	博物館、美術館又は図書館	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満

※ 次ページの「D 条例対象 共同住宅又は寄宿舍、ホテル又は旅館のエレベーターその他の昇降機の設置が不要なもの」に該当する場合は、エレベーターその他の昇降機の設置は不要です。

B 条例対象 エレベーターその他の昇降機の設置及び整備基準への適合が不要なもの

(条例別表 2 9の項(5)及び(6)が適用されないもの)

区分	用途	規模・用途面積
3	病院、診療所	150 m ² 未満
6	自治会館等	全て
9	コンビニエンスストア、ドラッグストア、スーパーマーケット	500 m ² 未満
10	物品販売業を営む店舗(9の項に掲げるものを除く。)、薬局	200 m ² 以上 500 m ² 未満
24	公衆浴場	500 m ² 未満
25	飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	200 m ² 以上 500 m ² 未満
27	理髪店その他これに類するもの	200 m ² 未満
28	クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	200 m ² 以上 500 m ² 未満

① 条例対象

C 条例対象エレベーターを設置した場合に、整備基準の適合が必要となるもの

(条例別表 2 の項(6)が適用されるもの)

上記 A、B 以外のもの

D 条例対象共同住宅又は寄宿舍、ホテル又は旅館のエレベーターその他の昇降機の設置が不要なもの

共同住宅、寄宿舍、ホテル又は旅館においては、次のとおりエレベーターその他の昇降機の設置の緩和が認められています。(条例規則第12条)

ただし、宿泊施設において、客室内部に段差がある場合は、段差解消のため、客室内部に別途、傾斜路又は昇降機等の設置が必要となります。

用途	規模・用途面積	要件
共同住宅 又は 寄宿舍	2,000㎡以上 3,000㎡未満 又は50戸以上	地上階又はその直上階・直下階のみに住戸の出入口を設ける場合
ホテル 又は 旅館	200㎡未満	地上階に1以上の客室の出入口がある場合
	200㎡以上 1,000㎡未満	地上階又はその直上階・直下階のみに利用居室等を設け、かつ、地上階に1以上の客室の出入口がある場合

(イ) 条例別表での確認方法

【9の項第5号】が適用されるものは、【9の項第6号】の規定に適合したエレベーターの設置が必要です。
【9の項第6号】のみが適用されるものは、エレベーターその他の昇降機の設置は任意ですが、設置する場合は、エレベーターその他の昇降機の整備基準に適合させる必要があります。

別表 2

項	施設	整備基準
9	道等から利用居室等までの経路等を構成する施設	エレベーターその他の昇降機の設置義務 (5) 建築物には、当該経路に次号（同号チを除く。）に定める構造のエレベーター又は令第19条第2項第6号に規定する国土交通大臣が定める構造のエレベーターその他の昇降機を設置すること。ただし、高齢者、障害者等の利用上支障がないものとして別に定める場合は、この限りでない。 エレベーターの整備基準 (6) 当該経路を構成するエレベーター（次号に規定するものを除く。以下この号において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。 ア 籠は、利用居室等、車椅子利用者用便房又は車椅子利用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

① 条例対象

(4) 条例対象チェックリストの活用方法

(2) 条例別表 2 で整備基準の内容を確認 の別表 2 の規定は、条例対象チェックリストに一覧で記載しています。ただし、チェックリストは規定を簡略化していますので、それぞれの規定の詳細については、本文で確認してください。

ア 条例対象 チェックリストの見方

条例の別表 2 の項がチェックリストの番号に対応しています。

条例別表 2

条例対象チェックリスト

別表 2		
項	施 設	
1	廊 下 等	不特定かつ多数の者が利用し、廊下等の表面は、粗面とし、又は滑り止めを設けること。
2	階 段	不特定かつ多数の者が利用し、階段は、次に掲げるものでなければならぬ。 (1) 手すりを設けること。 (2) 表面は、粗面とし、又は滑り止めを設けること。 (3) 踏み面の端部とその周囲の部分に、段鼻の突起を設け、段を容易に識別することができ、かつ、段鼻の突起の形状が、段の形状と一致すること。 (4) 段鼻の突き出しがないこと等。 (5) 段がある部分の上端に近接する部分に、段の形状と一致する点状ブロック等を敷設すること。ただし、これとして別に定める場合は、この限りでない。 (6) 主たる階段は、回り階段でないこと。

施設整備基準チェックリスト		
※このチェックリストは内容が簡略化されています。		
施 設	チェック項目	
1 廊 下 等	(1) 表面は滑りにくい仕上げで、かつ、段を容易に識別することができ、かつ、段鼻の突起の形状が、段の形状と一致すること。	
2 階 段	(1) 手すりを設けているか (2) 表面は滑りにくい仕上げで、かつ、段を容易に識別することができ、かつ、段鼻の突起の形状が、段の形状と一致すること。 (3) 段は識別しやすいものか (4) 段はつまづきにくいものか (5) 段のある部分の上端に点状ブロック等を敷設すること。 (6) 主たる階段を回り階段として設けること。	
3 傾 斜 路	(1) 手すりを設けているか (2) 表面は滑りにくい仕上げで、かつ、段を容易に識別することができ、かつ、段鼻の突起の形状が、段の形状と一致すること。 (3) 前後の廊下等と識別しやすいものか (4) 傾斜路部分の上端に点状ブロック等を敷設すること。	
4 便 所	(1) 床の表面は滑りにくい仕上げで、かつ、段を容易に識別することができ、かつ、段鼻の突起の形状が、段の形状と一致すること。	

イ 条例対象 チェックリストの構成

ページ「1/3」から「3/3」に別表 2 の規定が、記載されています。

1 / 3

2 / 3

3 / 3

努力義務

2-② 法対象の「箇所」及び「基準」の確認

(1) 政令及び条例から適用される規定を確認

法対象の場合、政令で定める「移動等円滑化基準」**A**に条例で付加された基準**B**が適用されます。詳細は、政令、条例及び第3章で御確認ください。

○ 法対象 規定一覧

項目	第3章 解説 ページ	整備基準 ※	
		A 政令 移動等円滑化基準	B 条例 付加基準
廊下等	P62	令11条	—
階段	P64	令12条	条例25条
傾斜路	P70	令13条	—
便所	P75	令14条	条例26条
浴室等	P86	—	条例27条
ホテル又は旅館の客室	P91	令16条	条例28条
敷地内の通路	P123	令17条	—
駐車場	P126	令18条	—
移動等円滑化経路	P132	令19条	条例29条
標識	P78、80、127、 153	令20条	—
案内設備	P166	令21条	—
案内設備までの経路 (視覚障害者移動等円滑化経路)	P166	令22条	—
出入口までの経路 (視覚障害者移動等円滑化経路)	P166	—	条例30条
特定経路	P132	—	条例31条
増築等に関する適用範囲	P41	令23条	条例32条
不特定多数が利用する 官公署に関する読替え	P38	—	条例33条
公立小学校等に関する読替え		令24条	条例34条
条例で定める特定建築物に 関する読替え		令25条	条例35条
劇場等の客席	P176	令15条	—
ベビーチェア	P75	—	条例26条
ベビーベッド	P180	—	条例26条

全ての
法対象
に適用

一部の用途
に適用
(次ページに
一覧)

(2) 一部の用途に適用される規定

劇場等の客席、ベビーチェア、ベビーベッドの3つの規定は一部の用途に適用されます。

○ **法対象** ベビーチェア、ベビーベッド及び劇場等の客席の規定が適用される用途

(○…整備が必要なもの)

区分	用途	ベビーチェア (トイレ内)	ベビーベッド	劇場等の客席
用途面積が1,000㎡以上の建築(新築、増築又は改築)をする場合に限り適用する。				
3	病院、診療所	○	○	—
4	劇場、観覧場、映画館、演芸場	○	○	○
5	集会場又は公会堂	○	○	○
7	展示場	○	○	—
9	コンビニエンスストア、ドラッグストア又はスーパーマーケット	○	○	—
10	物品販売業を営む店舗(9の項に掲げるものを除く。)	○	○	—
11	ホテル又は旅館	○※1	○※1	—
12	官公署(保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署に限る。)	○	○	—
18	児童厚生施設その他これに類するもの	○	○	—
20	体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設	○※2	○※2	—
22	博物館、美術館又は図書館	○	○	—
24	公衆浴場	○	○	—
25	飲食店のみ(キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するものは対象外)	○	○	—
26	郵便局、銀行その他の金融機関の店舗又は電気事業者若しくはガス事業者の店舗	○	○	—
27	理髪店その他これに類するもの	○	○	—
28	クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	○	○	—

※1 用途面積が3,000㎡以上の建築(新築、増築又は改築)をする場合に限る。

※2 用途面積が2,000㎡以上の建築(新築、増築又は改築)をする場合に限る。

注意

1 (1) 政令及び条例から適用される規定を確認のとおり、上記以外に「移動等円滑化基準A」に条例付加された基準Bへの適用が必要ですので、御注意ください。

2 上記の表に記載していませんが、条例対象においても、ベビーチェア、ベビーベッド及び劇場等の客席の規定が適用される場合があります(例:「23 遊園地、動物園、植物園その他これらに類するもの」、用途面積1,000㎡以上2,000未満の「20 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設」など)。P24のとおり、条例別表1及び2から適用の有無を御確認ください。

(3) 法対象の適用基準に係る注意事項

ア 法対象 視覚障害者移動等円滑化経路

道等からの点字誘導について、政令では案内設備又は案内所まで誘導することとなっていますが、条例で基準を付加しているため、案内設備(案内所)と主出入口の両方に至る経路を視覚障害者移動等円滑化経路とし、点字誘導する必要があります。(P39参照)

令第22条（一部抜粋）

（案内設備までの経路）

第二十一条 道等から前条第二項の規定による設備又は同条第三項の規定による案内所までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、そのうち一以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下この条において「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

2 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

＝案内設備（案内所）までの経路を視覚障害者移動等円滑化経路とすることを義務付け

+

条例第30条（一部抜粋）

（出入口までの経路）

第30条 道等から建築物の主要な出入口（市長が敷地の状況等によりやむを得ないと認める場合にあっては、当該敷地内の当該建築物の案内設備）までの経路のうち1以上は、令第22条第2項の規定によらなければならない。この場合において、同項第2号口中「国土交通大臣が定める部分」とあるのは、「別に定める部分」とする。

＝主出入口までの経路を視覚障害者移動等円滑化経路とすることを義務付け

イ 法対象 移動等円滑化経路におけるエレベーターその他の昇降機の設置義務

2階建てなど、上下の移動が一層分の場合は、上下の移動に係る部分が令で移動等円滑化経路から除かれています。但し、条例で移動等円滑化経路とすることを付加しているため、エレベーターその他の昇降機の設置が必要です。

令第19条（一部抜粋）

（移動等円滑化経路）

第十八条 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち一以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路にしなければならない。

- 一 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては当該客席の出入口と車椅子使用者用部分との間の経路（以下この項及び第二十三条において「車椅子使用者用経路」という。）を含み、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）

＝ 2階建てなど、上下の移動が1層分の場合において、
当該上下の移動に係る部分を除き、移動等円滑化経路の整備を義務付け

+

条例第29条（一部抜粋）

（移動等円滑化経路）

移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

（中略）

- 2 建築物の直接地上へ通じる出入口のある階（以下「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室等を設ける場合において、道等から当該利用居室等までの経路のうち1以上は、令第19条第2項及び前項の規定によらなければならない。

＝ 2階建てなど、上下の移動が1層分の場合においても、移動等円滑化経路の整備を義務付け

② 法 対 象

(4) 法対象チェックリストの活用方法

(1) 政令及び条例から適用される規定を確認 及び (2) 一部の用途に適用される規定 の規定は、法対象チェックリストで確認することができます。ただし、チェックリストは規定を簡略化していますので、それぞれの規定の詳細については、法令及び条例の本文で確認してください。

ア 法対象 チェックリストの見方

法対象チェックリスト

○建築物移動等円滑化基準チェックリスト

(バ)

注 このチェックリストは内容を簡略化しています。必ず、

○一般基準

特定施設等の欄の「令第〇条」はバリアフリー法施行令の該当条文、「条例第〇条」は京都市バリアフリー条例の該当条文を示しています。

特 定 施 設 等	チェック項目
廊下等 (令第11条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか ②点状ブロック等の敷設（階段又は傾斜路の上端に近接する部分）※
階段 (令第12条) (条例第25条)	①手すりを設けているか ②表面は滑りにくい仕上げであるか ③段は蹴上がりであるか ④段はつまづきにくいものであるか ⑤点状ブロック等の敷設（段の両端に近接する部分）※ ⑥主たる階段は回り階段でないか
傾斜路 (令第13条)	①手すりを設けているか（勾配が10%以上の場合） ②表面は滑りにくい仕上げであるか ③前後の廊下等と識別しやすいものであるか ④点状ブロック等の敷設（傾斜部分の上端に近接する踊場の部分）※
便所 (令第14条) (条例第26条)	①不特定多数の利用者が利用する階の数に相当する便所を設けているか ②男女の別を区別して利用する便所を設けているか ③出入口の戸は引き戸（外開き戸）であるか ④オストメイト対応設備を設けた便所を設けているか（男女の区別がある） ⑤床置き式等の小便器等を設ける場合、手すりを設けているか（1以上の便所に設置する） ⑥和式便器を設ける場合、手すりを設けているか（男女の区別があると

「令第〇〇条」

令に規定されている条文を示しています。

「条例第〇〇条」

条例に規定されている条文を示しています。

令のみまたは条例のみに規定
されている基準も
あります。

イ 法対象 チェックリストの構成

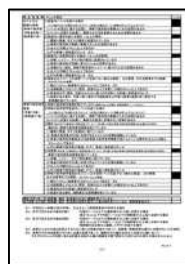
ページ「1/4」～「2/4」…一般の基準（全体に適用されるもの）

ページ「3/4」……………移動等円滑化経路の基準（道等から居室等に適用されるもの）

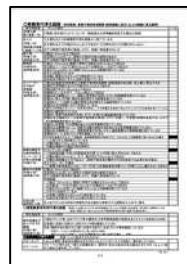
ページ「4/4」……………特定経路の基準（ホテル、旅館、共同住宅、寄宿舍のみに適用されるもの）



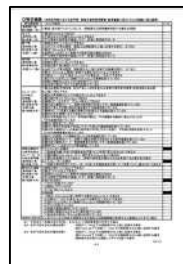
1/4



2/4



3/4



4/4



努力義務

3 適用される「範囲」の確認

利用者の特性等により、法や条例の適用範囲が定められていますので、当該範囲について規定に適合した計画を作成してください。

(1) 利用者に応じた対象範囲

A 原則

【不特定かつ多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する部分】に規定が適用されます。

例 【不特定かつ多数の者又は主として高齢者、障害者】が利用する部分

用 途	適 用 範 囲
物品販売業を営む店舗	客が利用する部分
劇 場	客が利用する部分(舞台や楽屋部分も対象となります。)
身体障害者福祉センター	身体障害者が利用する部分

B 例外

下記の「多数の者が利用する施設」の建築物においては、条文中の「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」を読み替え、【多数の者が利用する】に規定が適用されます。

(次ページに読替えが適用される用途の一覧表あり)

例 【多数の者が利用する部分】

用 途	適 用 範 囲
学 校	生徒が利用する部分
共同住宅	共用部分
事務所	社員、職員等が利用する部分

(解説)多数読替えとは

事務所や共同住宅等、不特定多数の利用がない施設や、高齢者、障害者等が主な利用者でない施設でも、多数の者が利用する施設については、バリアフリー整備が行われるよう規定の読替えを行うものです。

(令第24条、令第25条、条例第13条第5項、条例第33条、条例第34条、条例第35条)

【多数読替えの例】

読替え前	読替え後
(1) <u>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、その床の表面を滑りにくい材料で仕上げ、そのうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。</u>	(1) <u>多数の者が</u> 利用する便所を設ける場合には、その床の表面を滑りにくい材料で仕上げ、そのうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。

第2章 対象建築物等及び整備基準の確認方法

【多数の者が利用する部分】に規定が適用される用途

項目	用途
1	公立小学校等又は特別支援学校(公立小学校等に限る。)
2	学校(1の項に掲げるものを除く。)
6	自治会館等
8	卸売市場
12	官公署
13	事務所(12の項に掲げるものを除く。)
14	共同住宅又は寄宿舍
16	老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの(15の項に掲げるものを除く。)
20	体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設(体育館又は水泳場で一般公共の用に供されるもの、ボーリング場を除く。)
25	飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの(飲食店を除く。)
29	自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
30	工場(用途面積が3,000㎡以上のものに限る。)

C 点状ブロックの規定の適用範囲

建物内の点状ブロックに係る規定については、【不特定かつ多数の者又は主として視覚障害者】が利用する部分に適用されるため、読替えはなく、【多数の者が利用する部分】には適用されません。ただし、「多数の者が利用する施設」であっても、「不特定かつ多数の者又は主として視覚障害者」が利用する可能性のある部分においては、点状ブロックの規定が適用されます。

また、道等から主要な出入口又は案内設備までの経路(法対象は道等から主要な出入口及び案内設備までの経路の両方)及びエレベーターの操作盤前の点字ブロックは、全ての建築物に必要となりますので御注意ください。

例 「多数の者が利用する施設」で点状ブロックが必要となる部分

用 途	適 用 範 囲
保育所	保護者が利用する、階段の段の上端に近接する部分 保護者が利用する、便所内の手洗い器前
老人ホーム	面会に来訪する家族が利用する、傾斜路の上端に近接する部分 面会に来訪する家族が利用する、便所内の手洗い器前

※ 上記に加え、道等から主要な出入口又は案内設備までの経路(法対象は道等から主要な出入口及び案内設備までの経路の両方)及びエレベーターの操作盤前の点字ブロックは必要です。

D バックヤード

従業員の方のみが利用するバックヤードは、規定は適用されません(用途面積には算入します。)。ただし、バックヤードの事務スペースが2,000㎡以上となる場合は、事務所として、規定の適用を指導することがあります。

(2) 整備基準による対象範囲**A 規定の種類**

整備基準には、**(1) 利用者に応じた対象範囲**で対象となる「箇所」ごとに適用される規定と、「道等から居室等までの経路」に適用される規定があります。

そのため、例えば経路上の傾斜路には、「箇所」と「経路」の両方の規定が適用されますので御注意ください。

例 規定の適用例(傾斜路の手すり)

規定(法対象の例)	適用範囲
「箇所」の規定 (令第13条1項)	手すりを設けているか ※ 勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除
「経路」の規定 (令第19条2項四号、条例第29条1項四号イ)	手すりを設けているか ※ 上記の勾配や高さに関わらず、手すりが必要

B 「設置を求める」規定と「設置する場合に求める」規定

整備基準の中には、設置が求められるものと、設置した場合に整備基準が適用されるものがあります。

また、条文が「設ける場合は」となっているものは、設置自体を義務化しているものではありませんが、設置する場合は、規定が適用されます。

例 「設置を求める」規定

規定(条例対象の例)	条文
エレベーター (条例別表2 9の項(5))	(5) 建築物には、当該経路に次号(同号チを除く。)に定める構造の <u>エレベーター又は令第19条第2項第6号に規定する国土交通大臣が定める構造のエレベーターその他の昇降機を設置すること。</u> ただし、高齢者、障害者等の利用上支障がないものとして別に定める場合は、この限りでない。

例 「設置する場合に求める」規定

規定(条例対象の例)	条文
便所 (条例別表2 4の項(1))	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する <u>便所を設ける場合には、</u> その床の表面を滑りにくい材料で仕上げ、そのうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。
駐車場 (条例別表2 8の項(1))	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する <u>駐車場を設ける場合には、</u> そのうち1以上に、車椅子使用者用駐車施設を1以上設けなければならない。

また、連続する場合や長距離にわたる場合等は、個別の状況に応じて整備を求める場合があります。

4 提出書類

(1) 協議申請 <正副2部>

※ チェックリストの各規定に適合していることが分かるよう、申請見本図を参考に、各図書にはバリアフリーに関する情報を図示・明記してください。

- ① 協議・変更協議申請書(記入例はP44)
- ② 委任状(任意様式だが、原則押印が必要。)
- ③ チェックリスト(記入例はP45)
- ④ 付近見取図
- ⑤ 配置図 (記入例はP46、49)
- ⑥ 各階平面図 (記入例はP46、49、50)
- ⑦ 断面図
- ⑧ 詳細図(ア 便所、イ 浴室等、ウ ホテル又は旅館の客室、エ 昇降機)
(記入例は、ア:P47、52、53、イ:P48、P54、ウ:P51、エ:P55～58)
- ⑨ 制限の緩和に係る認定申請書(規定への適合が困難であり、制限の緩和に係る認定を併せて申請する場合のみ。)(記入例はP59～60)

(2) 変更協議申請 <正副2部>

※ チェックリストの各規定に適合していることが分かるよう、申請見本図を参考に、各図書にはバリアフリーに関する情報を図示・明記してください。

- ① 協議・変更協議申請書
- ② 委任状(任意様式だが、原則押印が必要、協議申請時の委任事項に変更協議申請が含まれる場合は委任状不要)
- ③ チェックリスト
- ④ 変更項目一覧表
- ⑤ 変更に係る図面等(変更箇所を着色等で示してください。)

(3) 制限の緩和に係る認定申請<正副2部>

※法対象建築物で制限の緩和に係る認定申請をする場合

- ① 制限の緩和に係る認定申請書
- ② 委任状(任意様式だが、原則押印が必要。)
- ③ 付近見取図
- ④ 配置図(制限の緩和を要する箇所を示してください。)
- ⑤ 各階平面図(制限の緩和を要する箇所を示してください。)
- ⑥ 断面図
- ⑦ 詳細図(便所、浴室等、ホテル又は旅館の客室、昇降機)

(4) 完了検査・部分検査申請 <正のみ 1 部>

- ① 完了検査・部分検査申請書
- ② 委任状(任意様式だが、原則押印が必要、協議申請時の委任事項に完了検査申請が含まれる場合は不要。)
- ③ 完成写真(※コンビニエンスストア等の小規模な建築物で、協議の中で写真提出による検査を行うこととなった場合のみ。)

※ 協議書交付時に、申請者に副本を返却しますので、本市が発行する協議書及び検査済証とともに保管してください。

第2章 対象建築物等及び整備基準の確認方法

記入例1 (1)① 協議・変更協議申請書

協 議 変更協議		申請書	
(宛先) 京 都 市 長		令和** 年 ** 月 ** 日	
申請者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)		申請者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名)	
京都市***		氏 名 (法人名)	株式会社 ****
		(代表者名)	代表取締役 ** **
		電 話	***-***-***
☒ 協議 ☐ 変更協議			
京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例第7条第1項の規定により を申請します。			
代 理 者	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	京都市***	
	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名)	氏名 (法人名) 株式会社 ****	
	(代表者名)	代表取締役 ** ** (御担当者: ○○)	
	電 話	***-***-***	FAX 又は メール
設 計 者	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	京都市***	
	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名)	氏名 (法人名) 株式会社 ****	
	(代表者名)	代表取締役 ** **	
	電 話	***-***-***	
敷 地 の 地 名 地 番		京都市 ** 区 ****	
対象建築物等の概要	主 な 用 途	15. ****	
	条例の適用を受ける部分の用途	15. ****	
	工 事 種 別	☒ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 用途の変更 ☐ 大規模の修繕 ☐ 大規模の模様替え ☐ その他 ()	
	階 数	地上 *	地下 * 階
	延 べ 面 積	***	平方メートル
工事着手予定年月日		令和**	
工事完了予定年月日		令和**	
変更前の協議書の交付年月日及び番号 (受付番号) (変更協議の場合)		令和** 第 *** 号 (** 号)	
変更協議を行った場合は、変更協議前の受付番号等を記載してください。		協議書右上に記載の「交付年月日」を記載してください。	
協議書の中央付近に記載の「受付番号」を記載してください。		協議書右上に記載の「都計審第」以降の「4桁の番号」を記載してください。	
※協議済欄		年 月 日 号	

当てはまる方に○をしてください。
 当てはまる方に☑をしてください。
 御担当者様のお名前も記載ください。
 条例別表1の用途番号と合わせて記載ください。
 当てはまるものに☑をしてください。
 工事着手可能となるのは協議書交付後です。受付日から協議書交付まで1か月程度要するため、提出日の1か月以上先の日付を記載してください。

注1 該当する□には、レ印を記入してください。
 2 「用途面積」とは、京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例第2条第2項第7号に規定する用途面積をいいます。
 3 ※印の欄は、記入しないでください。

記入例2 (1)③ チェックリスト

チェックリストの「適合状況」欄に、以下のいずれかの記号を記載してください。

- ・規定に適合している場合 →○
- ・規定に適合していない場合 →×（事前相談のうえ、制限の緩和に係る認定の申請が併せて必要です。）
- ・規定が適用されない場合 →／（又は、一でも可）

バリアフリーチェックリスト（義務基準）

条例対象

施設区分
規模

「記入欄」に○、×、／（－）の
いずれかを記載してください。

「審査用」には何も記載しな
いください。

記入方法

- 1 このチェックリストは内容を簡略化しています。必ず条例の本文及び整備マニュアルを参照してください。
- 2 「記入欄」に、以下に従って○、×又は／を記入してください。
基準に適合する場合…○ 基準に適合しない場合…× 基準が該当しない場合…／
- 3 用途変更の場合などで、改修が困難であるなどの理由により「記入欄」に×を記載した場合は、条例第14条の規定による認定申請を提出してください。
- 4 「審査用」の欄には記入しないでください。

施設の欄の番号は京都市バリアフリー条例別表2の該当項目

施設	チェック項目	記入欄	審査用
1 廊下等	(1) 表面は滑りにくい仕上げであるか		
2 階段	(1) 手すりを設けているか		
	(2) 表面は滑りにくい仕上げであるか		
	(3) 段は識別しやすいものか		
	(4) 段はつまずきにくいものか		
	(5) 段のある部分の上端に点状ブロック等の敷設 ※1		
	(6) 主な階段を回り階段としていないか		
3 傾斜路	(1) 手すりを設けているか（勾配1/12以下で高さ16cm以下又は勾配1/20以下の傾斜部分は免除）		
	(2) 表面は滑りにくい仕上げであるか		
	(3) 前後の廊下等と識別しやすいものか		
	(4) 傾斜路部分の上端に点状ブロック等の敷設 ※1 ※2		
4 便所	(1) 床の表面は滑りにくい仕上げであるか		
	ア 車椅子使用者用便所を設けているか（1以上）（男女の区別がある場合はそれぞれ1以上）		
	（ア）腰掛け便座、手すり等が適切に配置されているか		
	（イ）車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保されているか		
	（ウ）出入口の幅は80cm以上であるか		
	（エ）出入口の戸は引き戸（構造上やむを得ない場合は外開き戸）であるか		
	イ 車椅子使用者便所の標識を掲示しているか		

「規定が適用されない（／となる場合）」とは

例1:敷地内に、該当する施設そのものがない

（チェックリストの番号は条例対象の場合）

- ・ 申請範囲が1階のみであり、階段がない→チェックリスト「2 階段」の規定は適用されない。
- ・ 傾斜路が建物内外にない→チェックリスト「3 傾斜路」、「7 敷地内通路(3)傾斜路を設ける場合」、「9(4)当該経路を構成する傾斜路」、「9(8)当該経路を構成する敷地内通路 ウ傾斜路を設ける場合」の規定は適用されない。

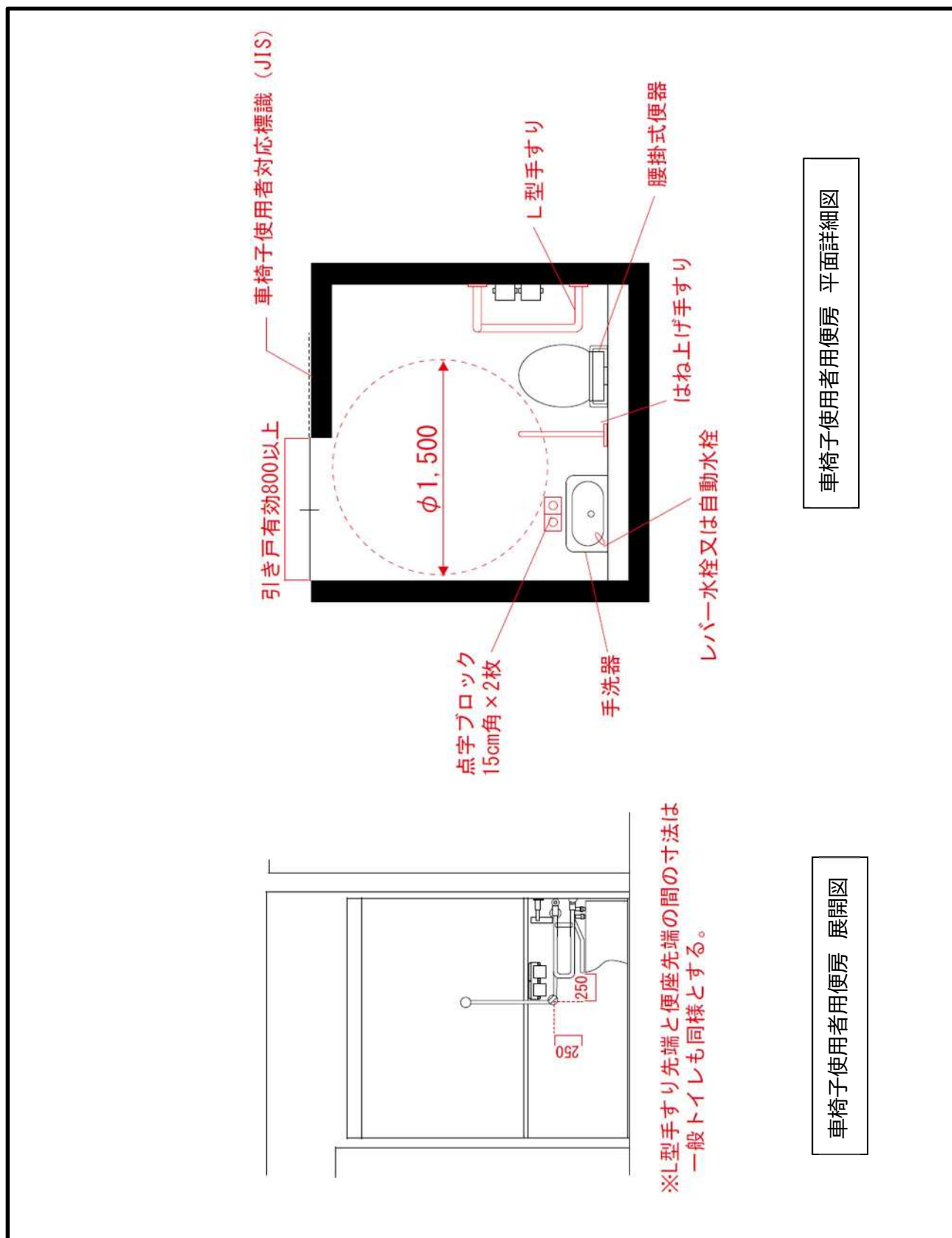
例2:規定が除外されている(条例対象の場合のみ)

- ・ 別表 1、2で規定が除外されている(Excel 形式のチェックリスト上部のプルダウンで施設区分、規模を選択すると、除外されている規定が自動的に黒塗りとなります。)

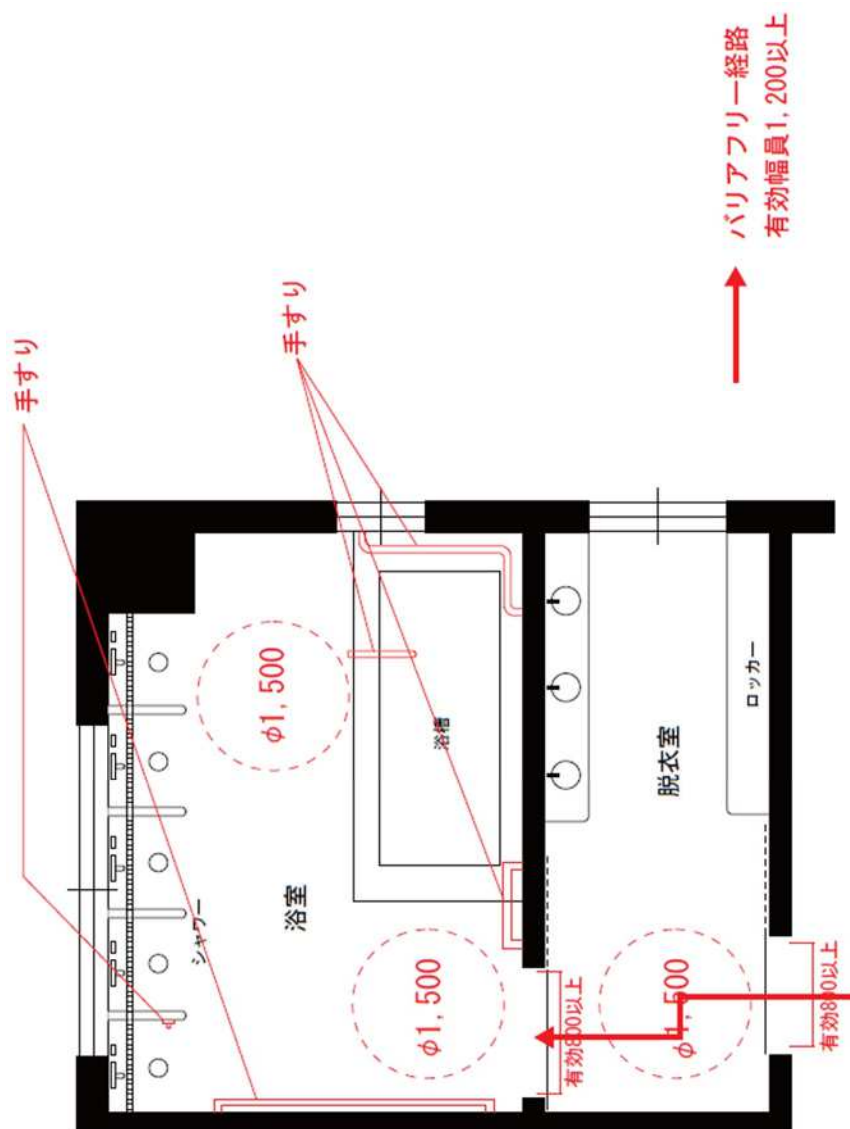
- ・建物内外の床は
全て滑りにくい仕上げとする。
- ・バリアフリーに係る寸法は
全て有効寸法とする。
- ・特記以外に建物内外に2cmを
超える段差及び勾配1/20を
超える傾斜なし
- ・すべての段・階段の
段鼻にノンスリップを設置し、
段を識別しやすくする。
- ・すべての段・階段に蹴込み版
を設置し、蹴込み2cm以下で
つまづきにくい構造とする。
- ・道路境界側の点字ブロックは、
道路境界際に施工し、
その他の点字ブロックは壁や
段上端、スロープ上端等から
30cm程度離して施工する。
- ・戸の前後に段差なし



記入例4 (1)⑧ア 条例対象 車椅子使用者用便房詳細図



記入例5 (1)⑧イ 条例対象 浴室詳細図



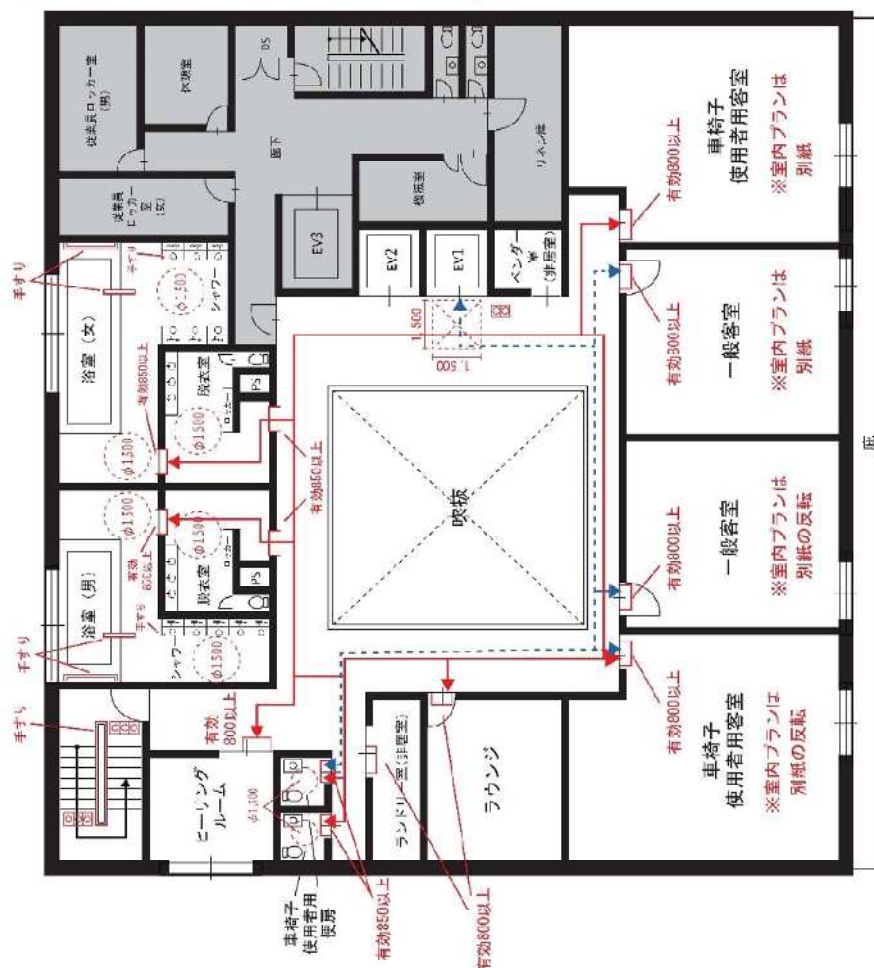
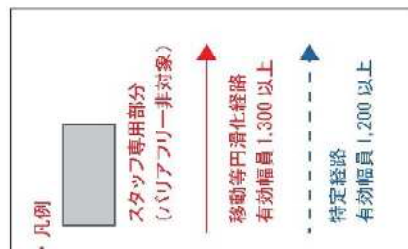
浴室平面詳細図

浴室、エレベーターについては別途詳細図あり



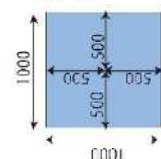
記入例7 (1)⑤・⑥ 法対象 2階平面図 (ホテル)

- ・建物内外の床は全て滑りにくい仕上げとする。
- ・バリアフリーに係る寸法は全て有効寸法とする。
- ・特記以外に建物内外に20cmを超える段差及び勾配1/20を超える傾斜なし
- ・全ての段・階段について段鼻をノンスリップとし段を識別しやすくする。
- ・全ての段・階段について蹴込み2cm以下でつまづきにくい。
- ・道路境界側の点字ブロックは、道路境界線に施工し、その他の点字ブロックは壁や段上端、スロープ上端等から30cm程度離して施工する。
- ・戸の前後に段差なし
- ・各階のエレベーター乗降ロビーに車椅子利用者用エレベーターの標識を設置する。

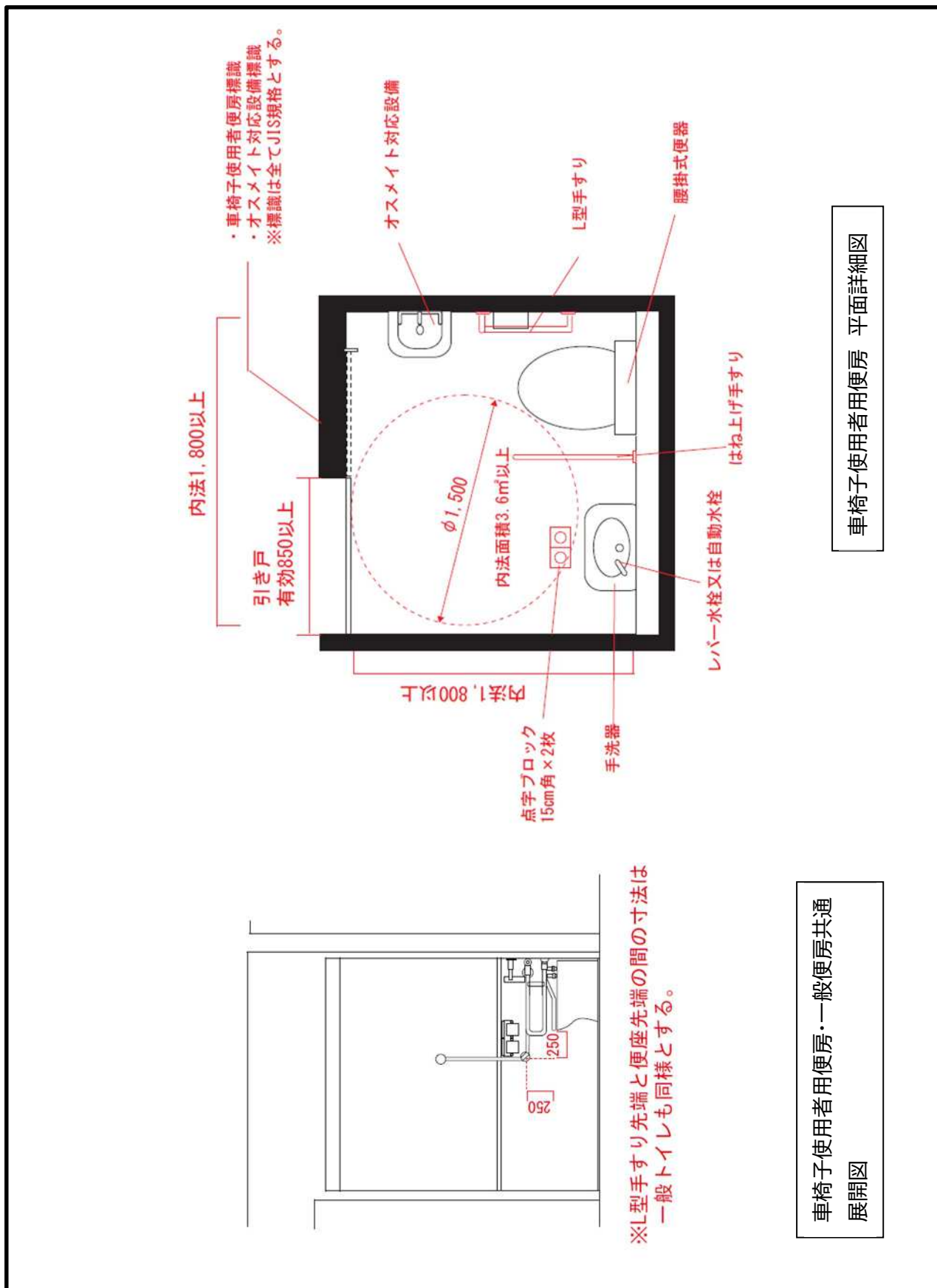


※車椅子使用者用客室、一般客室、
車椅子使用者用トイレ、男女各トイレ、
浴室、エレベーターについては別途詳細図あり。

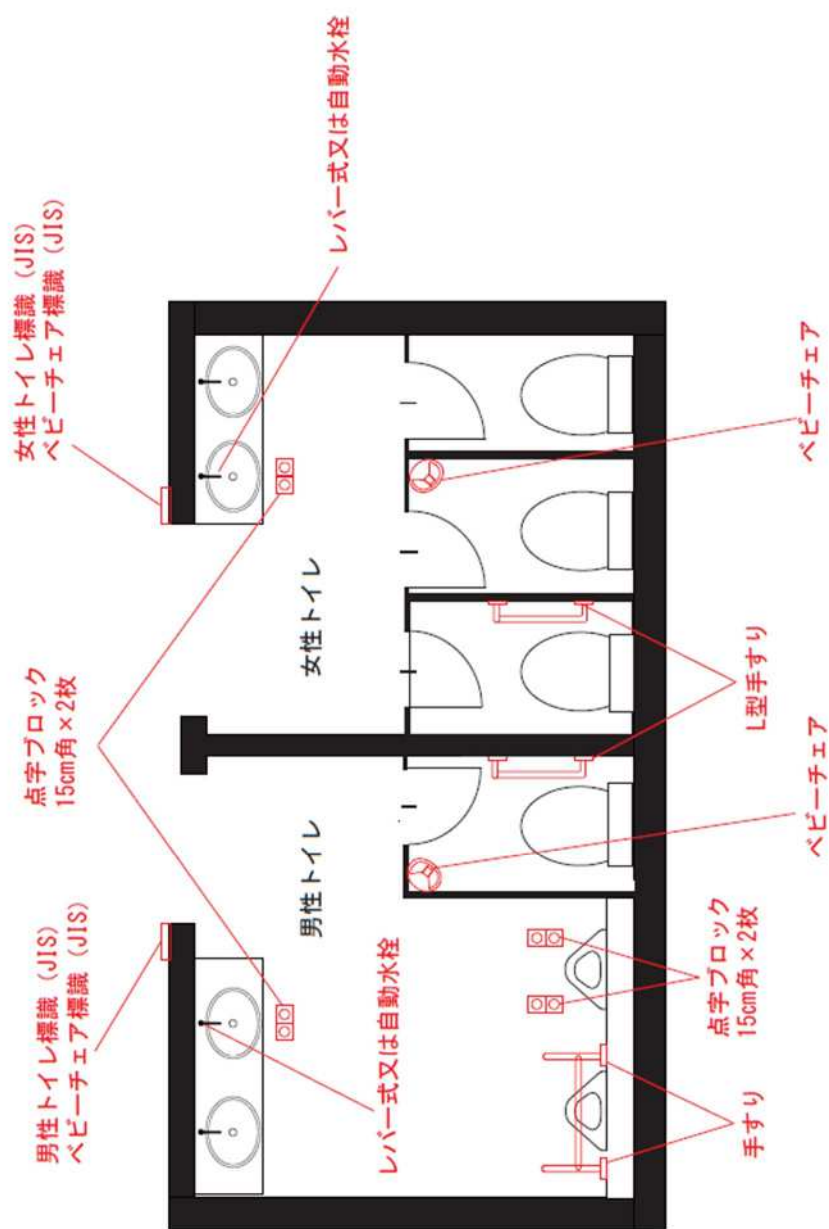
ベッドへの移乗空間
(有効1,000×1,000以上)



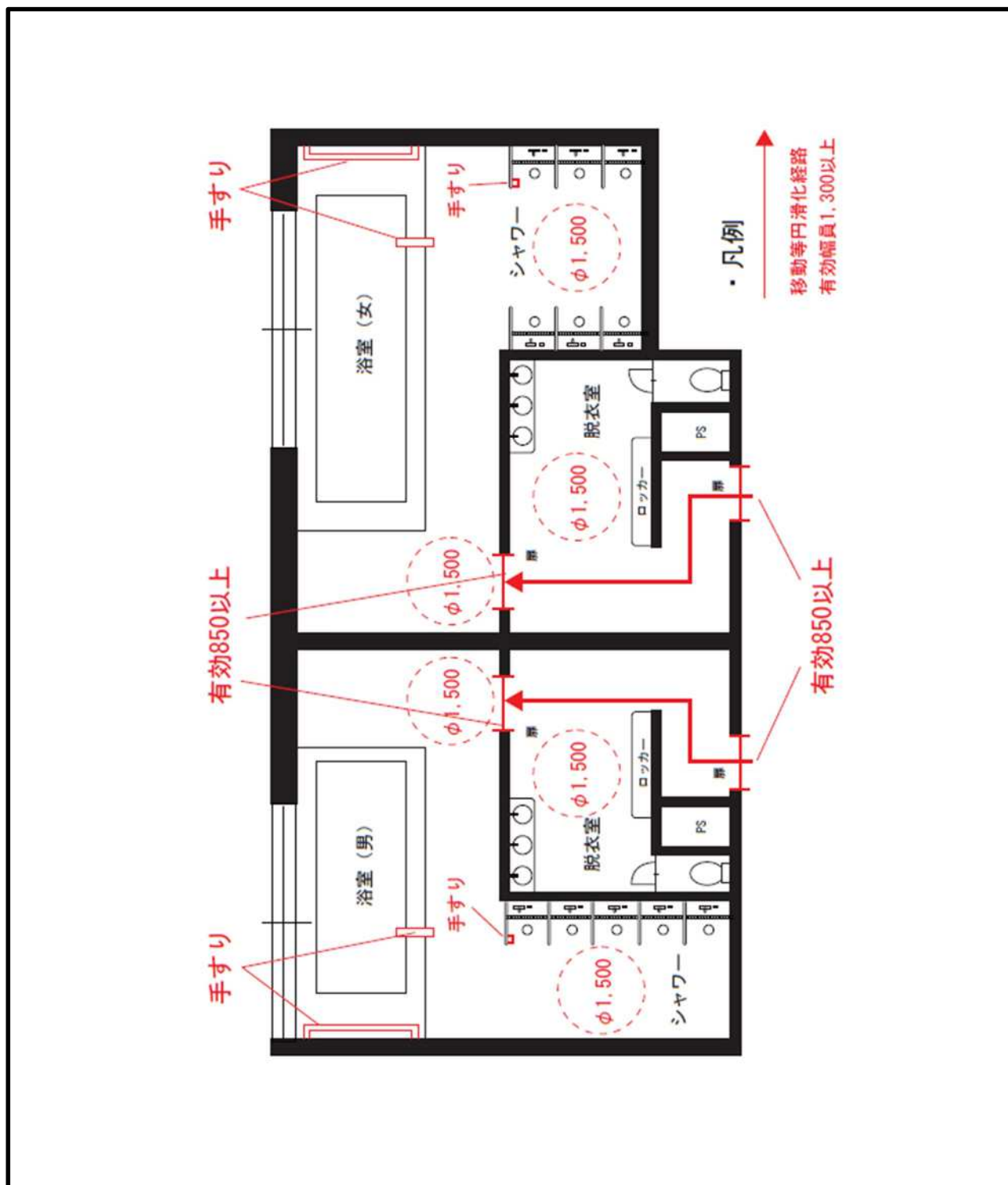
記入例9 (1)⑧ア 法対象 車椅子使用者用便房詳細図



記入例10 (1)⑧ア 法対象 一般便房詳細図



記入例11 (1)⑧イ 法対象 浴室詳細図



記入例12 (1)⑧エ 条例対象・法対象共通 エレベーター詳細図

お願い

チェックリストに示すエレベーターの各規定に適合していることを確認するため、エレベーター詳細図を添付してください。

また、各メーカーのエレベーターの仕様書を利用する場合は、各規定への適合箇所が分かるよう、囲みや文言等を追記した図を作成してください。

追記例:ア ①は、それぞれ法、条例のチェックリストの番号です。

エレベーター仕様		
基本仕様	用途	乗用兼車いす用
	制御方式	***
	：	：
	停止箇所	5箇所（1～5階） ア ①
	かご内法	間口1600×奥行1500 ウ ③
乗場仕様	出入り口	幅800×高さ2000 イ ②
	：	：
	三方枠	***
かご仕様	：	：
	インジケーター	ク ⑦
	天井	***
	：	：
	インジケーター	エ ⑥
特記仕様	車いす用操作盤	サ ⑤
	鏡	ケ ⑩
	：	：
	地震時管制運転	
	音声案内装置付き	スセ ⑬⑭
特記仕様	：	：
	安全ドアセンサー	カ ⑨
	：	：
	【視覚障害者仕様】	
	・全ての操作盤と乗場ボタンに点字銘板付き	ソ ⑮
	：	：
	【車いす仕様】	
	・手すり（左右2方向）	オ ⑧
	・専用操作盤（正・副）	サ ⑤
	・専用乗り場ボタン	サ ⑤
	・ステンレスミラー	
	・車いす呼び戸開き時間延長	シ ⑫

●建築工事関係●

・***
・***

●電気工事関係●

・***
・***

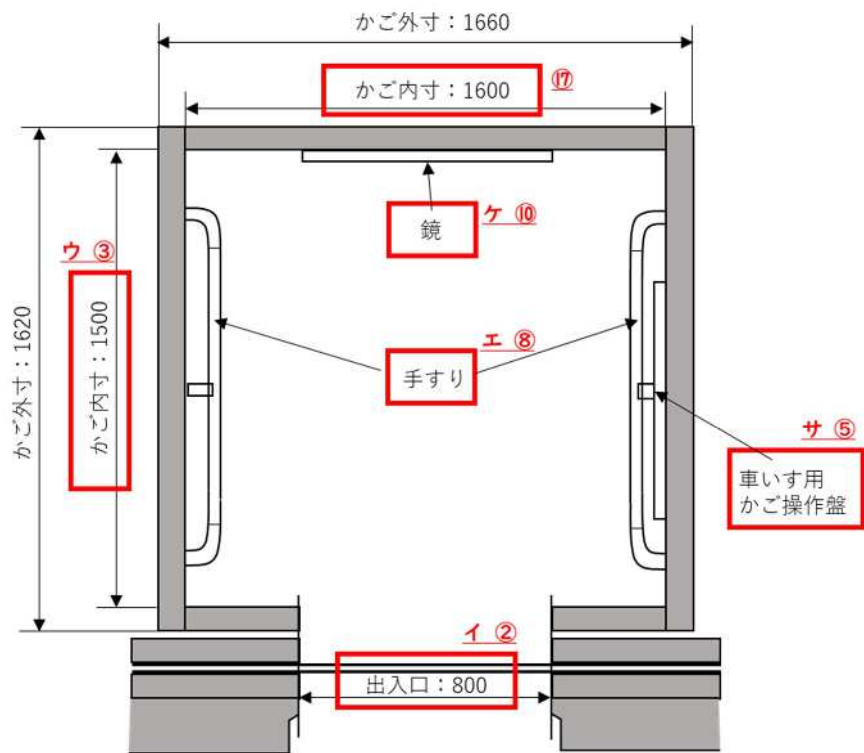
●その他工事関係●

・***
・***

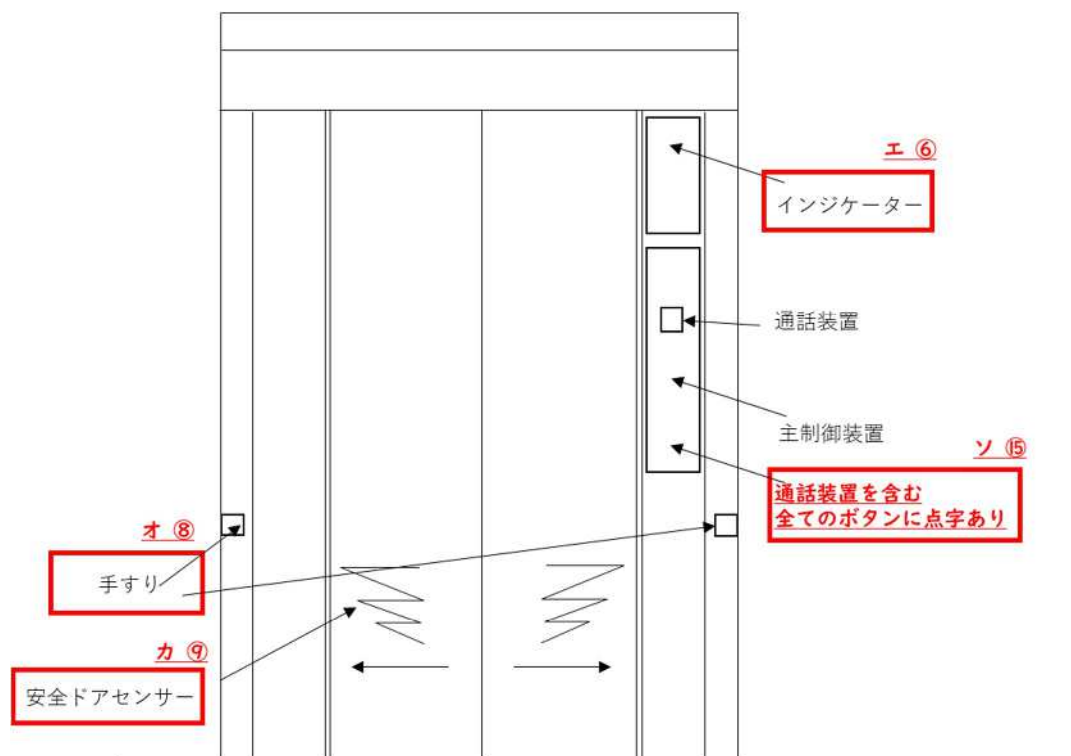
エレベーター用電源設備容量（電気工事）

1. ***
2. ***

第2章 対象建築物等及び整備基準の確認方法

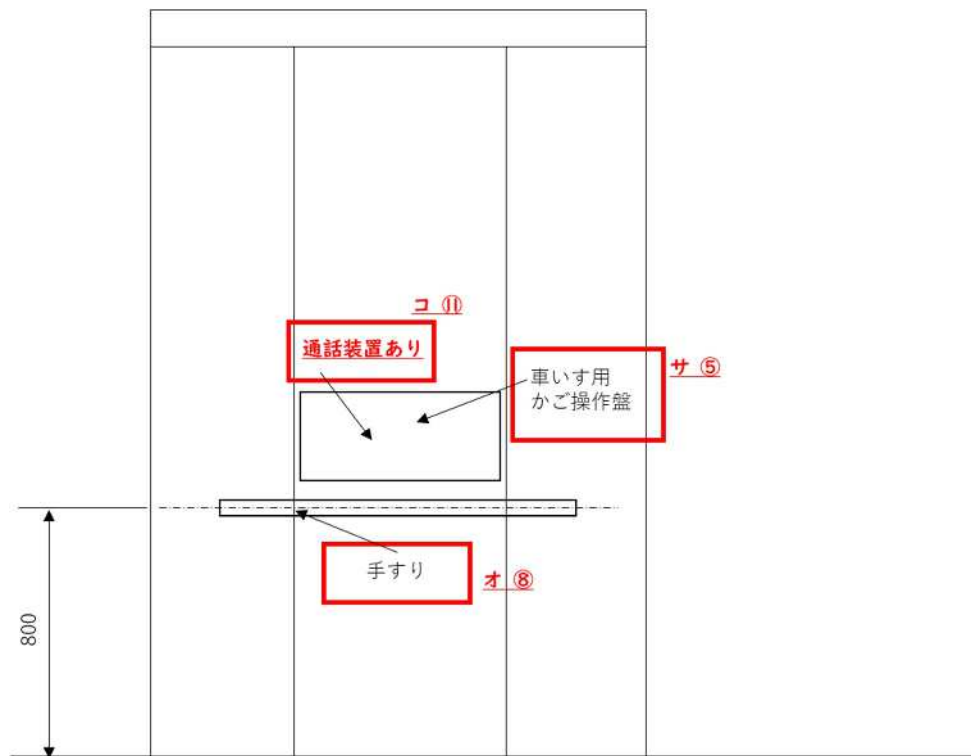


EV 平面図

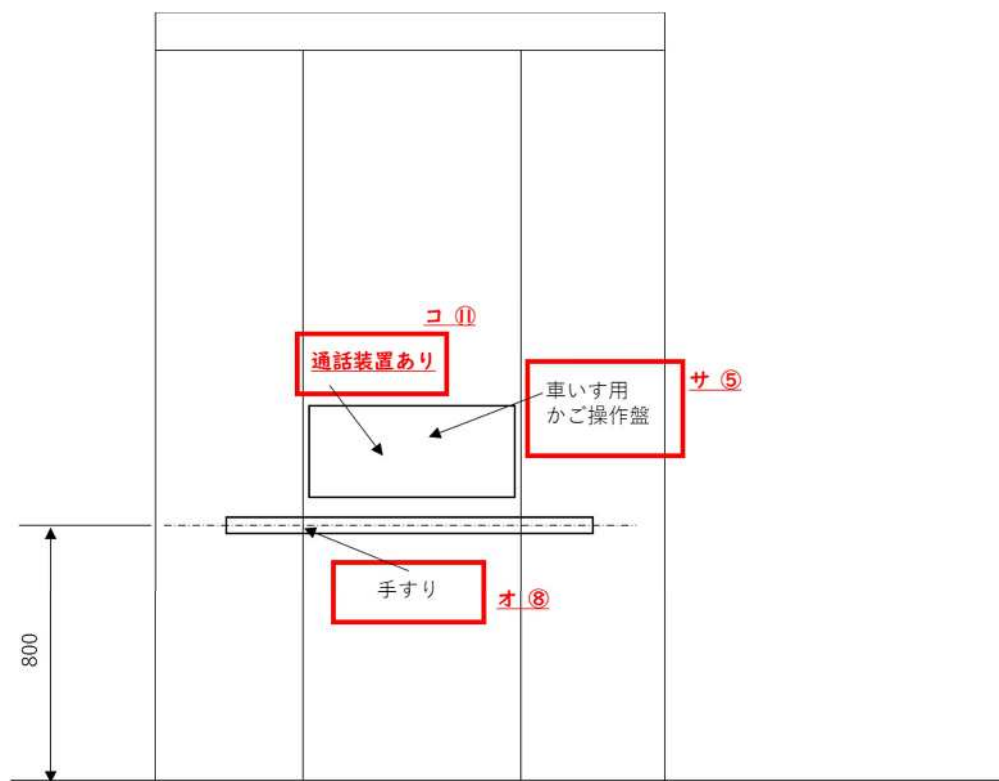


EV出入口 姿図

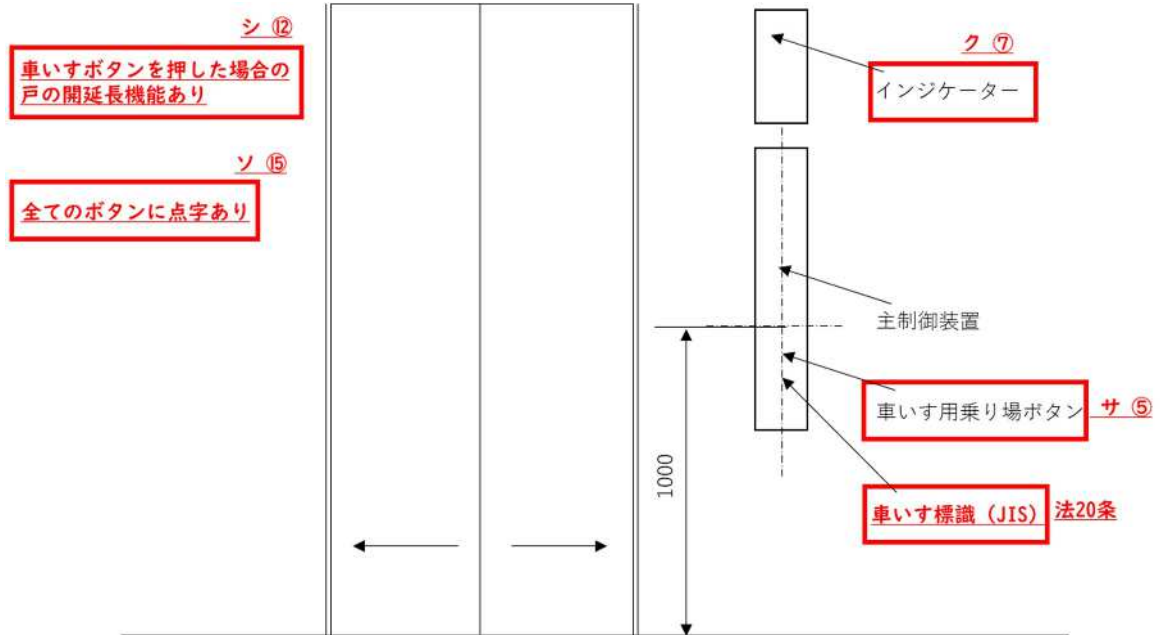
(EV内部から扉を見た図)



EV 側面図



EV 側面図



EV 出入り口側図

(乗降ロビー側から扉を見た図)

記入例13 制限の緩和に係る認定申請書

制限の緩和に係る認定申請書

(あて先) 京 都 市 長		令和*		年	**	月	**	日
申請者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		申請者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)						
京都市***		氏名 (法人名)	株式会社 ****					
		(代表者名)	代表取締役 ** **					
		電 話	***-***-****					

京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例 申請します。		☒ 第14条 ☐ 第36条		の規定により認定を	
-----------------------------------	--	---	--	-----------	--

該当する方に☑してください。
 条例対象：第14条
 法対象：第36条

代 理 者	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)		京都市***	
	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名)			
	氏名 (法人名)	株式会社 ****		
	(代表者名)	代表取締役 ** ** (担当：〇〇)		
	電 話	***-***	FAX 又はメール	***-***

設 計 者	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)		京都市***	
	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名)			
	氏名 (法人名)	株式会社 ****		
	(代表者名)	代表取締役 ** **		
	電 話	***-***-****		

条例別表1の用途番号と合わせて記載してください。「主な用途」には、建築物の主な用途を記載し、「条例の適用を受ける部分の用途」には、今回の計画部分の用途を記載してください。

建築物等の概要	主 な 用 途	15. ****								
	条例の適用を受ける部分の用途	15. ****								
	工 事 種 別	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☒ 用途の変更 ☐ 大規模の修繕 ☐ 大規模の模様替え ☐ その他 (								
	階 数	地上	*	階	地下		階	うち申請部分の階	*	階
	延 べ 面 積	***		平方メートル	うち申請部分の用途面積	**		平方メートル		

当てはまるものに☑をしてください。

工事着手予定年月日	令和*	年	**	月	**	日
工事完了予定年月日	令和*	年	**	月	**	日
敷地の地名地番	京都市	**	区	*****		

受付日から1か月程度後の日付としてください。

第2章 対象建築物等及び整備基準の確認方法

施設の構造及び配置に関する基準への適合が困難な事項	施設の構造及び配置に関する基準への適合が困難な理由等	高齢者、障害者等又は多数の者が施設を安全かつ円滑に利用するための措置
別表 2 9 (2)	既存建築物であり、構造上、取り除くことができない柱、壁等があるため。	・ 主要な出入口にインターホンを設置し、利用者が介助者を呼び出しできるようにする。 ・ 主要な出入口及びインターホンが見通せる位置に受付を設け、来訪者を把握できるようにする。
別表 2 9 (8)	敷地が狭小で、出入口までの距離が短いため。	・ 段差部分に手すりを設置する。 ・ 仮設スロープを用意する。
基準への適合が困難な条文を記載してください。	基準への適合が困難な理由を具体的に記載してください。 なお、基準への適合の緩和が認められる場合は、以下のとおりです。 ① 基準によらずとも、安全・円滑に施設を利用できる場合 ② 建築物・敷地の状況上やむを得ない場合 ③ 建築物の利用の目的上やむを得ない場合	基準への適合が困難な箇所について、安全かつ円滑に利用するために講じる措置を記載してください。 また、基準への適合が困難な箇所以外に、敷地や建築物全体のバリアフリー性能の向上に寄与する措置でも構いません。

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 この申請書には、特定施設の構造及び配置に関する基準への適合が困難であることを証明するために必要な図書を添付してください。

3 代理者の欄、設計者の欄、建築物等の概要の欄、工事着手予定年月日の欄及び工事完了予定年月日の欄は、この申請と併せて、京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例第7条の規定による協議又は変更協議の申請を行う場合は、記入する必要はありません。